

議案第三十三号

宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例中一部改正の件

宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成二十六年条例第三十一号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十五条第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第二十三条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第三十五条第三項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第三十六条第三項中「第六条第二項中「利用の」を「第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の」に改める。

第五十三条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の掲示方法の見直しその他所要の整備を行うも

のである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条

二 認定こども園（認定こども園法第三条
第一項又は第三項の認定を受けた施設及
び同条第十一項の規定による公示がされ
たものに限る。） 次号及び第四号に掲
げる事項

(揭示)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特
定教育・保育施設の見やすい場所に、運営
規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負
担その他の利用申込者の特定教育・保育施
設の選択に資すると認められる重要事項を
揭示しなければならない

。

(特別利用保育の基準)

第三十五条

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定に
より特別利用保育を提供する場合には、特
定教育・保育には特別利用保育を、施設型
給付費には特例施設型給付費（法第二十八
条第一項の特例施設型給付費をいう。次条
第三項において同じ。）を、それぞれ含む
ものとして、前節（第六条第三項及び第七
条第二項を除く。）の規定を適用する。こ
の場合において、第六条第二項中「特定教
育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に
限る。以下この項において同じ。）」とあ
るのは「特定教育・保育施設（特別利用保

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条

二 認定こども園（認定こども園法第三条
第一項又は第三項の認定を受けた施設及
び同条第十項の規定による公示がされ
たものに限る。） 次号及び第四号に掲
げる事項

(揭示等)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特
定教育・保育施設の見やすい場所に、運営
規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負
担その他の利用申込者の特定教育・保育施
設の選択に資すると認められる重要事項を
揭示するとともに、電気通信回線に接続し
て行う自動公衆送信（公衆によって直接受
信されることを目的として公衆からの求め
に応じ自動的に送信を行うことをいい、放
送又は有線放送に該当するものを除く。）
により公衆の閲覧に供しなければならない。
い。

(特別利用保育の基準)

第三十五条

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定に
より特別利用保育を提供する場合には、特
定教育・保育には特別利用保育を、施設型
給付費には特例施設型給付費（法第二十八
条第一項の特例施設型給付費をいう。次条
第三項において同じ。）を、それぞれ含む
ものとして、前節（第六条第三項及び第七
条第二項を除く。）の規定を適用する。こ
の場合において、第六条第二項中「特定教
育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に
限る。以下この項において同じ。）」とあ
るのは「特定教育・保育施設（特別利用保

育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「利用

の

申込み

に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲

育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「特定

教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園

に限る。以下この項において同じ。）」と

あるのは「特定教育・保育施設(特別利用

教育を提供している施設に限る。以下この

項において同じ。）」と、「利用の申込み

に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲

げる小学校就学前子どもの区分に係る利用
定員」とあるのは「同条第一号に掲げる小
学校就学前子どもの区分に係る利用定員」
と、第十三条第二項中「法第二十七条第三
項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二
十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額」と、同条
第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定
子ども」とあるのは「教育・保育給付認定
子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」
と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ど
も」とあるのは「教育・保育給付認定子ど
も(特別利用教育を受ける者を除く。)」
とする。

(電磁的記録等)

第五十三条

2

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ の他これらに準ずる方法により一定の事 項を確実に記録しておくことができる物 をもって調製するファイルに記載事項を 記録したものを交付する方法
--

げる小学校就学前子どもの区分に係る利用
定員」とあるのは「同条第一号に掲げる小
学校就学前子どもの区分に係る利用定員」
と、第十三条第二項中「法第二十七条第三
項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二
十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額」と、同条
第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定
子ども」とあるのは「教育・保育給付認定
子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」
と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ど
も」とあるのは「教育・保育給付認定子ど
も(特別利用教育を受ける者を除く。)」
とする。

(電磁的記録等)

第五十三条

2

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記 録媒体をいう。)
をもって調製するファイルに記載事項を 記録したものを交付する方法

議案第 42 号

宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか３施設）に係る
指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか３施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名	称	位	置
宇部市俵田翁記念体育館		宇部市恩田町四丁目 1 番 1 号	
恩田運動公園	野球場	宇部市恩田町四丁目 1 番 4 号	
	陸上競技場	宇部市恩田町四丁目 1 番 2 号	
	多目的グラウンド	宇部市恩田町四丁目 1 番	

2 指定管理者の候補者

宇部市体育協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市体育協会

理事長 千葉泰久

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水 野 明 人

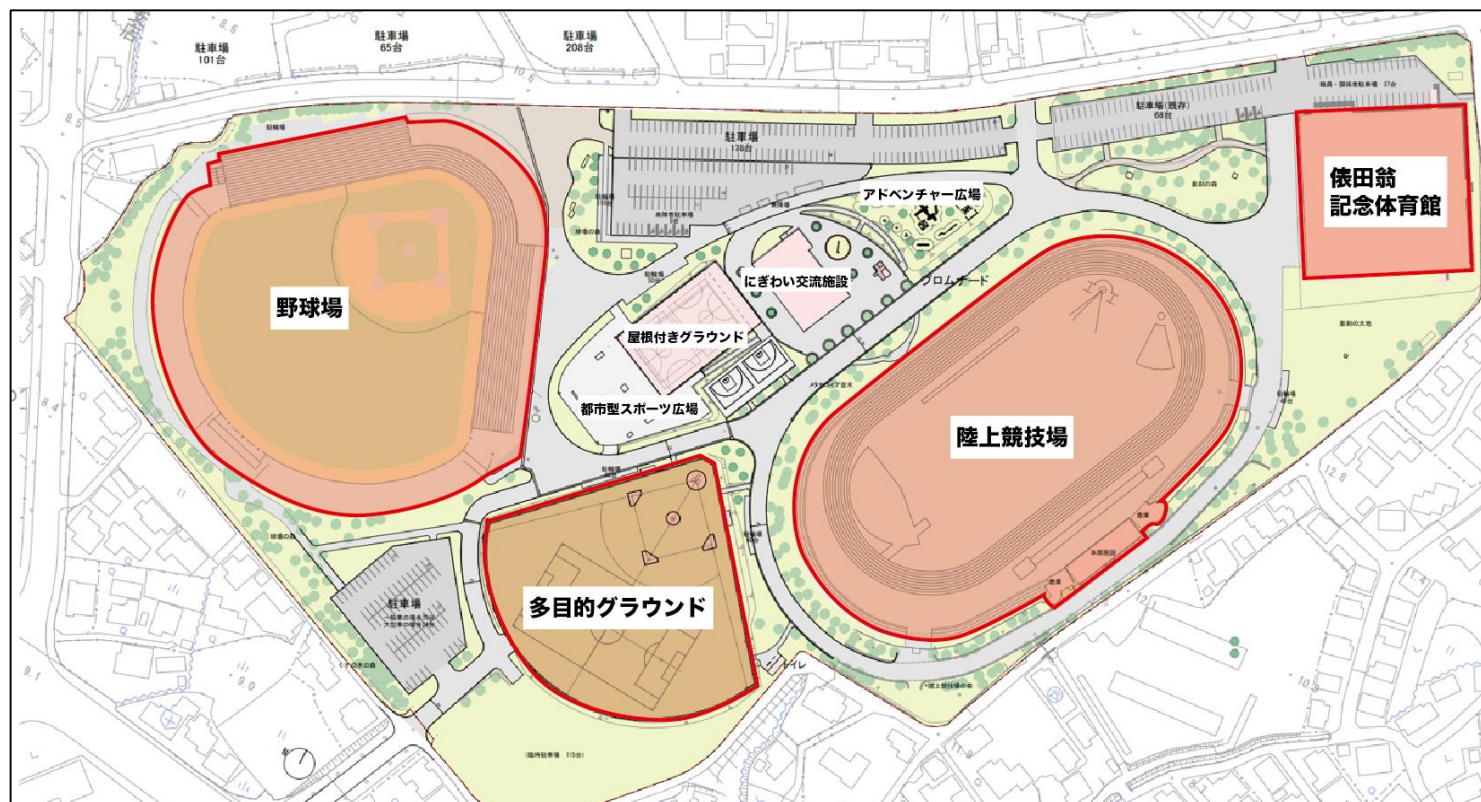
3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1.施設名称

- ・宇部市俵田翁記念体育館（宇部市恩田町四丁目1番1号）
- ・野球場（宇部市恩田町四丁目1番4号）
- ・陸上競技場（宇部市恩田町四丁目1番2号）
- ・多目的グラウンド（宇部市恩田町四丁目1番）

2.施設位置図



3.指定管理候補者

- (1) 団体名

共同体の事業所所在地

宇部市体育協会グループ

宇部市恩田町四丁目1番4号
- (2) 代表団体

① 団体名

② 代表者名

③ 主たる事業所の所在地

公益財団法人 宇部市体育協会

理事長 千葉 泰久

宇部市恩田町四丁目1番4号
- (3) 構成団体

① 団体名

② 代表者名

③ 主たる事業所の所在地

美津濃株式会社

代表取締役社長 水野 明人

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

4.指定期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)

恩田スポーツパーク内対象施設	R6年度	R7-R20年度
俵田翁記念体育館	指定管理 R6.4～R7.3まで	指定管理 R7.4～R21.3まで
野球場（ユーピーアールスタジアム）		
陸上競技場		
多目的グラウンド（R6.4供用開始予定）		
にぎわい交流施設（R7.4供用開始予定）	整備工事	
屋根付きグラウンド（R7.4供用開始予定）		
都市型スポーツエリア・その他施設		

5.指定管理候補者選定の経緯(恩田スポーツパーク整備・管理運営業務)

内 容	期 日
事業者公募	令和4年12月28日 (木)
事業者選定委員会	令和5年4月29日 (土)
恩田スポーツパーク整備・管理 運営基本協定締結	令和5年6月30日 (土)
指定管理者指定申請書の提出	令和5年12月28日 (火)

6.選定理由

維持管理・運営の提案は、施設の設置目的を十分理解するとともに、豊富な実績を活かし、既存の施設を活用した健康教室や関係機関等と連携したスポーツイベントの開催に加え、新たなイベントの開催など、幅広い年齢層や利用者のニーズに応える内容が含まれていた。また、提案内容は実現性が高く、適切に実施されれば公園の魅力をさらに高めることができると評価された。また、経費においても、適正に確保され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なものであると考えられ、宇部市体育施設及び都市公園の維持・運営・管理における指定管理者として適切なものと評価された。

7.参考 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル選定委員会における審査結果(1000点満点)

審査項目	配点	候補者	Aグループ	Bグループ
①事業計画に関する事項	150.00	100.00	75.78	36.86
②施設整備に関する事項	300.00	206.80	143.30	79.58
③維持管理・運営に関する事項	300.00	194.79	159.24	66.08
④設置管理許可施設等に関する事項	150.00	102.03	77.50	37.50
提案価格に関する提案	100.00	99.92	100.00	99.91
総合評価点	1000.00	703.54	555.82	319.93

議案第43号

工 事 請 負 契 約 締 結 の 件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

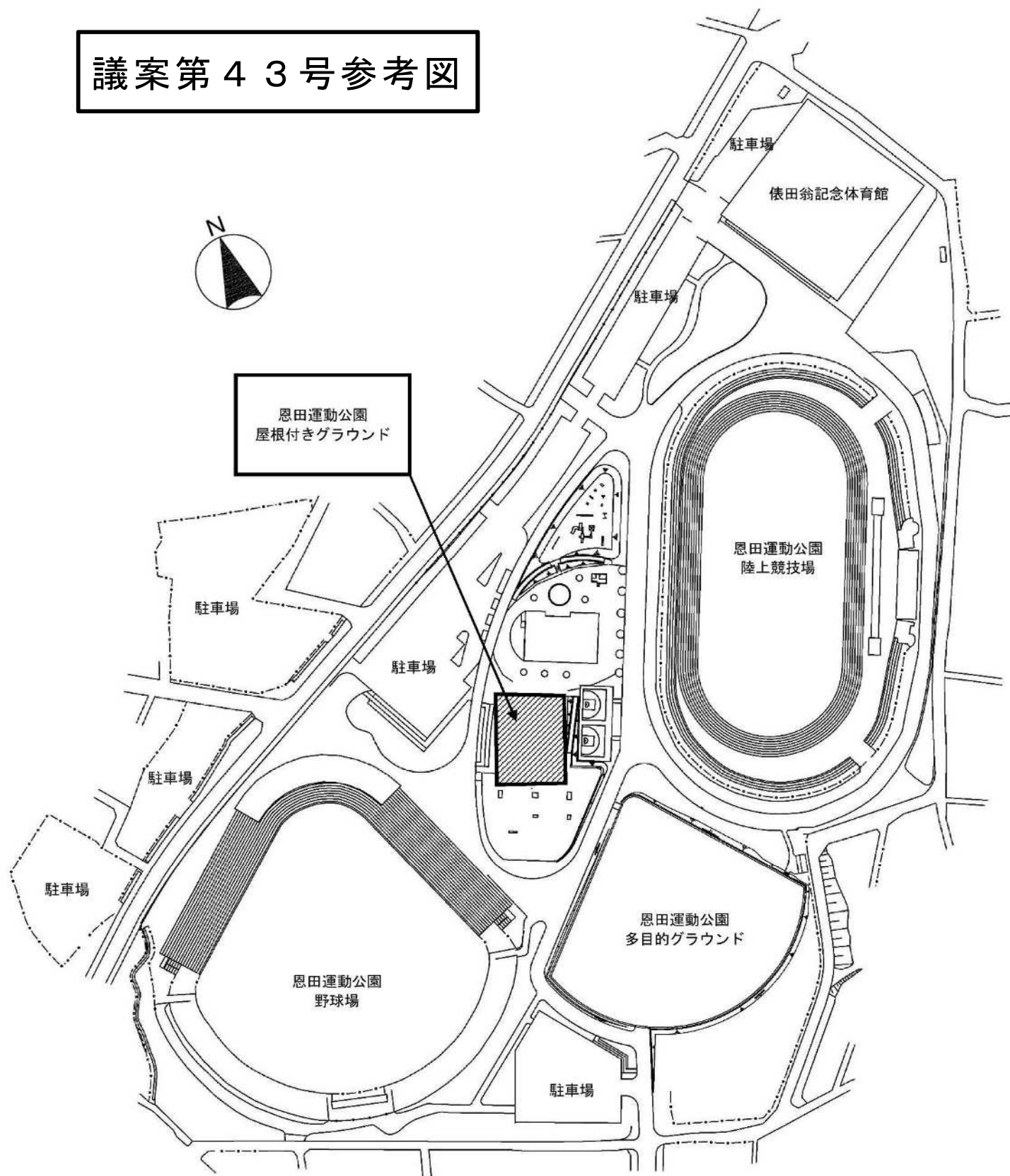
令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 宇部市恩田町四丁目地内 |
| 3 | 請 負 金 額 | 一金 213,507,700円也
(うち消費税額及び地方消費税額 19,409,791円) |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 5 | 工 事 の 概 要 | (1) 建築工事 一式
(2) 舗装工事 一式 ほか |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水 野 明 人 |

議案第 4 3 号参考図



凡 例	
	工事箇所

配 置 図
S= 1 : 2, 500

1.施設イメージ



建築用途:スポーツの練習場

躯体構造:鉄骨造 膜構造:構造形式:骨組膜構造

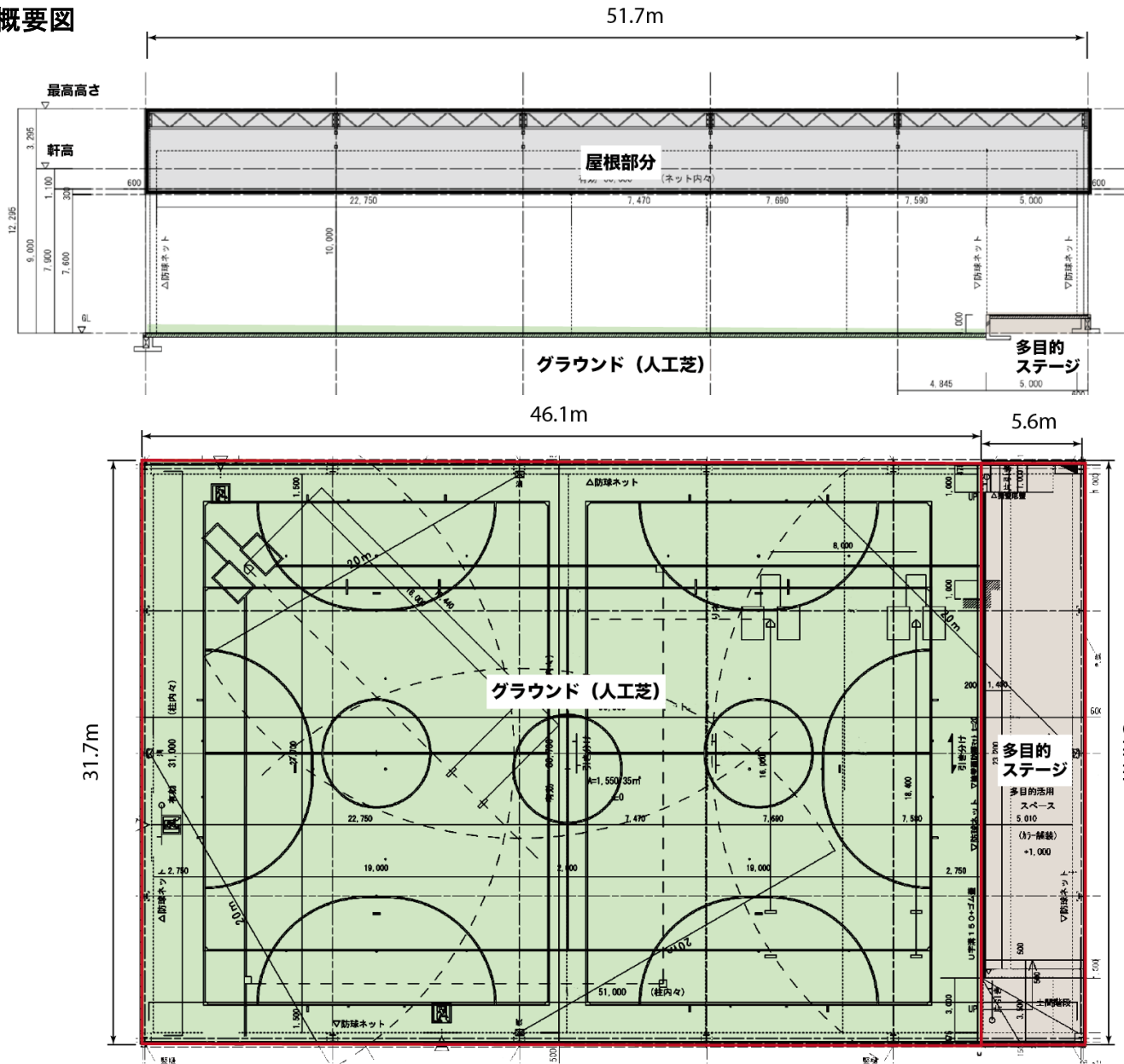
平屋建て

建築面積、床面積:1,638.89㎡ (51.7m×31.7m)

屋根:膜材仕上げ (ポリエステル、ポリ塩化ビニルコーティング)

軒高:9.0m(軒下高7.6m)、最高高さ:約12.3m(12.295m)

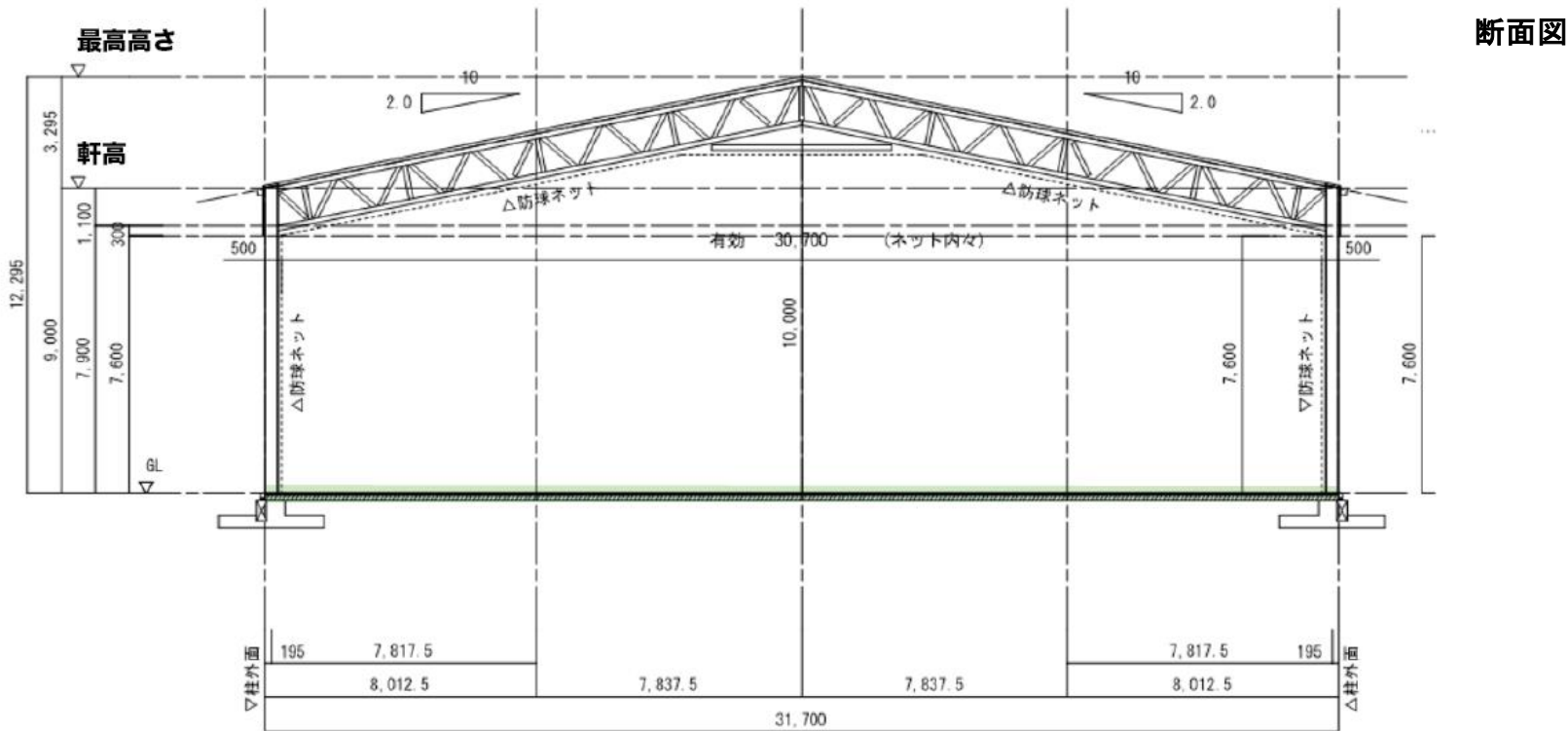
2.施設概要図



断面図

平面図

2.施設概要図



議案第二十七号

宇部市介護保険条例中一部改正の件

宇部市介護保険条例（平成十二年条例第十四号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万五千八百八十円」を「三万三千八百五十二円」に改め、同項第二号中「五万三千八百二十円」を「五万九百六十四円」に改め、同項第三号中「五万三千八百二十円」を「五万三千三百三十六円」に改め、同項第四号中「六万四千五百八十四円」を「六万六千九百六十円」に改め、同項第五号中「七万七千七百六十円」を「七万四千四百円」に改め、同項第六号中「八万六千六百十二円」を「八万九千二百八十円」に改め、同号口中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同項第七号中「九万三千二百八十八円」を「九万六千七百二十円」に改め、同号口中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同項第八号中「十万七千六百四十円」を「十一万六千六百円」に改め、同号口中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同項第九号中「十二万九千九百九十二円」を「十二万六千四百八十円」に改め、同号イ中「五百万円」を「四百二十万円」に改め、同号ロ中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同項第十号中「十四万三千五百二十円」を「十四万三千三百六十円」に改め、同号イ中「五百万円以上七百万円未満」を「四百二十万円以上五百二十万円未満」に改め、同号ロ中「次号口」の下に「、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」を加え、同項第十一号中「十六万四千四百六十円」を「十五万六千二百四十円」に改め、同号イ中「七百万円以上千万円未満」を「五百二十万円以上六百二十万円未満」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「又は次号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」を加え、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十七
万千二百二十円

イ 合計所得金額が六百二十万円以上七百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

第三条第一項に次の四号を加える。

十三 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十七
万八千五百六十円

イ 合計所得金額が七百二十万円以上八百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

十四 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十九
万三千四百四十円

イ 合計所得金額が八百万円以上九百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十五 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 二十
万八千三百二十円

イ 合計所得金額が九百万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十六 前各号のいずれにも該当しない者 二十二万三千二百円

第三条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年

度まで」に、「二万五千二百二十八円」を「二万二千二百四円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万五千二百二十八円」を「二万二千二百四円」に、「三万五千八百八十円」を「三万六千八百四十円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万五千二百二十八円」を「二万二千二百四円」に、「五万二千三十二円」を「五万九百六十四円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宇部市介護保険条例の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「説明」

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、令和六年度から令和八年度までの保険料率を定めるとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(保険料率)

第三条 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万五千八百八十円

- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万三千八百二十円

- 三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万三千八百二十円

- 四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万四千五百八十四円

- 五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万七千七百六十円

- 六 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 八万六千百十二円

ロ 要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護（生活保護法の規定による保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ若しくは第十一号ロ

に該当する者を除く。）

(保険料率)

第三条 令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万三千八百五十二円

- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万九百六十四円

- 三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万三千三百三十六円

- 四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万六千九百六十円

- 五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万四千四百円

- 六 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 八万九千二百八十円

ロ 要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護（生活保護法の規定による保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

七 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 九万三千二百八十八円

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第九号ロ、第十号ロ若しくは第十一号ロ

に該当する者を除く。）

八 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十万七千六百四十円

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十号ロ若しくは第十一号ロ

に該当

する者を除く。）

九 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十二万九千九百九十二円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上五百万円 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ若しくは第十一号ロ

に該当する者を除

七 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 九万六千七百二十円

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

八 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十一万六千六百円

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

九 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十二万六千四百八十円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上四百二十万円 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除

く。)

十 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十四万三千五百二十円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百万円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ

に該当する者を除く。）

十一 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十六万四千四百六十円

イ 合計所得金額が七百万円以上千万円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）

に該当

するものを除く。）

十二 前各号のいずれにも該当しない者 十七万九千四百円

く。)

十 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十四万三千百六十円

イ 合計所得金額が四百二十万円以上五百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

十一 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十五万六千二百四十円

イ 合計所得金額が五百二十万円以上六百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

十二 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十七万九千二百二十円

イ 合計所得金額が六百二十万円以上七百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を

必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

十三 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十七万八千五百六十円

イ 合計所得金額が七百万円以上八百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

十四 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十九万三千四百四十円

イ 合計所得金額が八百万円以上九百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十五 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 二十万八千三百二十円

イ 合計所得金額が九百万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課され

- 2 所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第一項第一号に該当する者の令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万五千五百二十八円とする。
- 3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万五千五百二十八円」とあるのは、「三万五千八百八十円」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万五千五百二十八円」とあるのは、「五万二千三百十二円」と読み替えるものとする。

- る保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- 十六 前各号のいずれにも該当しない者
二十二万三千二百円
- 2 所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第一項第一号に該当する者の令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万二千二百四円とする。
- 3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万二千二百四円」とあるのは、「三万六千八十四円」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万二千二百四円」とあるのは、「五万九百六十四円」と読み替えるものとする。

議案第二十八号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例中一部改正の件

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成三十年条例第十三号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第二項中「利用者の数が三十五」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が四十四」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。

第七条第三項第二号中「同一敷地内にある」を削る。

第八条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占

める割合」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第九条の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(従業者)

第六条

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五

はその端数を増すごとに一とする。

又

(管理者)

第七条

3

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がな

(従業者)

第六条

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第百十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が四十四又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第七条

3

二 管理者が 他 事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がな

い場合に限る。）

（説明及び同意）

第八条

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数、うち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数、うち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

い場合に限る。）

（説明及び同意）

第八条

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

等につき

説明を行い、理解を得なければならない。

3

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数、うち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数、うち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、

3 |

（提供拒否の禁止）

第九条

4 |

理解を得るよう努めなければならない。

（提供拒否の禁止）

第九条

（身体的拘束等の禁止）

第九条の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第九条の三

（業務継続計画の策定等）

第九条の二

議案第二十九号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十六年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第六条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第七条第一項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第八条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第三項中「担当職員」の下に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）」を「省令」に改める。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十四条の三 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(従業者)

第六条 指定介護予防支援事業者

は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所

ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(従業者)

第六条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第七条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第四百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）

主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）

でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができ。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（説明及び同意）

第八条

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第十条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五

（説明及び同意）

第八条

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員

の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第十条 指定介護予防支援事業者

は、法第百十五

条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならない。

（虐待の防止）

第十四条の二

条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（省令

第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならない。

（虐待の防止）

第十四条の二

（身体的拘束等の禁止）

第十四条の三 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

議案第三十号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第三十九号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第七条第五項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第六項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十一条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第十九条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第二十条ただし書中「職務に従事し、又は同一敷地内の」を「職務又は」に改め、「同一敷地内の」を削る。

第二十三条中「、第十一条」を「から第十一条の二まで」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第二十三条の四ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条の八及び第二十三条の十中「、第十一条」を「から第十一条の二まで」に改める。

第二十三条の十三第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条の十八中「第十一条」の下に「、第十一条の二」を、「第十六条の二」の下に「まで」を加える。

第二十六条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十条中「、第十一条」を「から第十一条の二まで」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十七条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第三十八条第一項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第四十二条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十七条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第四項ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第五十条の二を削る。

第五十一条中「及び」を「、第四十二条及び」に改める。

第五十三条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加え

る。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 指定地域密着型サービス基準第百二十九条において準用する同基準第八十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第五十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十八条中「第四十三条及び第五十条の二」を「第四十二条及び第四十三条」に改める。

第六十一条第八項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第六十一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第六十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十八条中「第五十条の二」を「第四十二条」に改める。

第七十三条第七項第四号を削り、第五号を第四号とする。

第七十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等」を削り、

同条第三項中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十二条第三項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「説明」

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(従業者)

第七条

5

十一 指定介護療養型医療施設

十二

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(管理者)

第八条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(提供拒否の禁止)

第十一条

(従業者)

第七条

5

十一

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(管理者)

第八条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(提供拒否の禁止)

第十一条

(身体的拘束等の禁止)

第十一条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制

(従業者)

第十九条

4

十一 指定介護療養型医療施設

十二

(管理者)

第二十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条 第十条、第十一条 及び

第十二条の二から第十六条の二までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(従業者)

第十九条

4

十一

(管理者)

第二十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条 第十条から第十一条の二まで

及び第十二条の二から第十六条の二までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十三条の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の八 第十条、第十一条

、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで及び第二十二條の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第二十三条の十 第十条、第十一条

、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十三條の二、第二十三條の四、第二十三條の六及び第二十三條の七の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十三条の十三 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の十八 第十一条

、第十二條の二、第十四條から第十六條の二、第二十三條の六及び第二十三條の

(管理者)

第二十三条の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の八 第十条から第十一条の二ま

で、第十二條の二、第十四條から第十六條の二まで及び第二十二條の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第二十三条の十 第十条から第十一条の二ま

で、第十二條の二、第十四條から第十六條の二まで、第二十二條、第二十三條の二、第二十三條の四、第二十三條の六及び第二十三條の七の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十三条の十三 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の十八 第十一条、第十一条の二

、第十二條の二、第十四條から第十六條の二まで、第二十三條の六及び第二十三條の

七の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十六条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第三十条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十三條の六及び第二十三條の七の規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第三十四条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

七の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十六条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第三十条 第十条から第十一条の二まで、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十三條の六及び第二十三條の七の規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第三十四条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

(従業者)

第三十七条

6

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所介護職員											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護事業所に併設されている施設等の特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院											

(管理者)

第三十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業

業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内

(従業者)

第三十七条

6

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所介護職員											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護事業所に併設されている施設等の特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院											

(管理者)

第三十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業

業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第四十二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2

に従事することができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第四十二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

2

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

（管理者）

第四十七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職

（管理者）

第四十七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職

務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（身体的拘束等の禁止）

第五十条の二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等

の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

用して行うことができるものとする。）
を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（準用）

第五十一条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六、第二十三条の七及び

第四十三条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（従業者）

第五十三条

7

二 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

三

10

第五十一条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六、第二十三条の七、第四十二条及び第四十三条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（従業者）

第五十三条

7

二

10

11

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 指定地域密着型サービス基準第百二十九条において準用する同基準第八十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（管理者）

第五十四条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第五十八条 第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六、第二十三条の七、第四十三条及び第五十条の二の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第五十四条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第五十八条 第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六、第二十三条の七、第四十二条及び第四十三条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(従業者)

第六十一条

8

三 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(緊急時等の対応)

第六十一条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、前条第一項第一号に掲げる医師

との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかねばならない。

(従業者)

第六十一条

8

三 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

(緊急時等の対応)

第六十一条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、前条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかねばならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者)

第六十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(準用)

第六十八条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第十六条の二、

第六十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(準用)

第六十八条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第十六条の二、

第二十三条の六及び第五十条の二の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(従業者)

第七十三条

7

四 指定介護療養型医療施設（医療法第七
条第二項第四号に規定する療養病床を有
する診療所であるものに限る。）

五

(管理者)

第七十四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

3

第一項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。）として

認知症である者の介護に三年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第二十三条の六及び第四十二条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(従業者)

第七十三条

7

四

(管理者)

第七十四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は
他の
事業所、施設等

の職務に従事す

ることができるものとする。

3

第一項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条において同じ。）として

認知症である者の介護に三年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

議案第三十一号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第四十号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

目次中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「第三十九条」を「第三十八条」に、「第四十条」を「第三十九条」に改める。

第八条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二章中第十七条の二の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十七条の三 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十一条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十四条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第二十五条第一項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、

同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第二十九条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第四項中「若しくは」を「又は」に改め、同項ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第三十八条を削る。

第三十九条中「第十七条の二まで」の下に「、第二十九条」を加え、同条を第三十八条とする。

第六章中第四十条を第三十九条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「説明」

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

目次

第二章 単独型・併設型指定介護予防認知
症対応型通所介護(第六条―第十七
条の二)

第五章 指定介護予防認知症対応型共同生
活介護(第三十二条―第三十九条)

第六章 補則(第四十条)

(管理者)

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症
対応型通所介護事業者は、単独型・併設型
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
ごとに専らその職務に従事する常勤の管理
者を置かなければならない。ただし、単独
型・併設型指定介護予防認知症対応型通所
介護事業所の管理上支障がない場合は、当
該単独型・併設型指定介護予防認知症対応
型通所介護事業所の他の職務に従事し、又
は同一敷地内にある他の事業所、施設等の
職務に従事することができるものとする。

(虐待の防止)

第十七条の二

目次

第二章 単独型・併設型指定介護予防認知
症対応型通所介護(第六条―第十七
条の三)

第五章 指定介護予防認知症対応型共同生
活介護(第三十二条―第三十八条)

第六章 補則(第三十九条)

(管理者)

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症
対応型通所介護事業者は、単独型・併設型
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
ごとに専らその職務に従事する常勤の管理
者を置かなければならない。ただし、単独
型・併設型指定介護予防認知症対応型通所
介護事業所の管理上支障がない場合は、当
該単独型・併設型指定介護予防認知症対応
型通所介護事業所の他の職務に従事し、又
は 他 の 事 業 所 、 施 設 等 の
職務に従事することができるものとする。

(虐待の防止)

第十七条の二

(身体的拘束等の禁止)

第十七条の三 単独型・併設型指定介護予防
認知症対応型通所介護事業者は、単独型・
併設型指定介護予防認知症対応型通所介護
の提供に当たっては、当該利用者又は他の
利用者等の生命又は身体を保護するため緊
急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ
の他利用者の行動を制限する行為(以下「身
体的拘束等」という。)を行ってはならな
い。

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応
型通所介護事業者は、前項の身体的拘束等
を行う場合には、その態様及び時間、その

(管理者)

第二十一条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

(従業者)

第二十四条

6

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄型介護老人福祉施設に掲げる施設、指定介護老人福祉等のいずれ祉施設、介護老人保健施設が併設されている場合	指定認知症対応型共同介護職員	同生活介護事業所、指定地域密着型特定居宅介護施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院
--	----------------	--

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者)

第二十一条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

(従業者)

第二十四条

6

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄型介護老人福祉施設に掲げる施設、指定介護老人福祉等のいずれ祉施設、介護老人保健施設が併設されている場合	指定認知症対応型共同介護職員	同生活介護事業所、指定地域密着型特定居宅介護施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院
--	----------------	--

(管理者)

第二十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるとする。

(身体的拘束等の禁止)

第二十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2

(管理者)

第二十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

ことができるものとする。 に従事する

(身体的拘束等の禁止)

第二十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を

行ってはならない。

2

3| 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（管理者）

第三十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（身体的拘束等の禁止）

第三十八条 指定介護予防認知症対応型共同

第三十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等

の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（準用）

第三十九条 第十条、第十一条、第十二条の二から第十七条の二まで

及び第三十条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（その他）

第四十条

（準用）

第三十八条 第十条、第十一条、第十二条の二から第十七条の二まで、第二十九条及び

第三十条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（その他）

第三十九条

議案第三十二号

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条の二の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「第二十二条」を「第七条」に、「山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、山口県を「山口県」に改め、同号へ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第二号ロ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第十条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第十一条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の見出し並びに同条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第二号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険

者」を「被保険者」に改め、同項第三号イ中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の二から第十三条の五までを次のように改める。

第十三条の二から第十三条の五まで 削除

第十三条の五の二を削る。

第十三条の六中「又は第十三条の二」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十条の基礎賦課額と第十三条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）」を削る。

第十三条の六の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であつて、山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号イ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ロ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十三条の六の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第十三条の六の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の六の五の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の六の六から第十三条の六の九までを次のように改める。

第十三条の六の六から第十三条の六の九まで 削除

第十三条の六の十中「又は第十三条の六の六」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額と第十三条の六の六の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十三条の七第二号イ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ロ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十六条第一項及び第二項中「、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六」を「若しくは第十三条の六の三」に改め、「若しくは第十三条の五」を削る。

第十七条の二第一項中「又は第十三条の二」を削り、同項第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改め、同条第三項中「又は第十三条の二」及び「又は第十三条の六の六」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に、「第十三条の五」を「第十三条の六の

五」に改め、同条第四項中「又は第十三条の二」を削る。

第十七条の五第一項中「又は第十三条の五」を削り、同条第三項中「又は第十三条の五」、「又は第十三条の六の八」及び「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」とを削り、同条第四項第一号中「又は第十三条の五」を削り、同条第六項中「又は第十三条の五」、「又は第十三条の六の八」及び「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」とを削る。

第十七条の六第一項中「又は第十三条の二」を削り、同条第三項中「又は第十三条の二」及び「又は第十三条の六の六」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第四項及び第五項中「又は第十三条の二」を削り、同条第七項中「又は第十三条の二」及び「又は第十三条の六の六」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第八項中「又は第十三条の二」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市国民健康保険条例の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「説明」

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げ、退職者医療制度の廃止その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

(参考)	
旧	新
(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第九条の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。) 第十七条の五及び第十七条の六の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。) は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	(基礎賦課総額) 第九条の二 保険料の賦課額のうち 基礎賦課額(第十七条の二、 第十七条の五及び第十七条の六の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。) は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
イ 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。) 該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額	イ 療養の給付に要する費用 の額から当 該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 の額
ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。) (山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高	ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。) (山口県 の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高

齡者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二
ロ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るも

齡者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）

を除く。）

二
ロ 法附則第七條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るも

のを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金(二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第十條 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十一條 前条の所得割額は、一般被保険者

のを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金

の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

第十條 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第十一條 前条の所得割額は、被保険者

に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三

に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三

第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の二において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十三条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割	一般被保険者に係る基礎賦課
総額の百分の五十五に相当する額を基礎	
控除後の総所得金額等（政令第二十九条	
の七第二項第四号ただし書に規定する場	

第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の二において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（基礎賦課額の保険料率）

第十三条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割	基礎賦課
総額の百分の五十五に相当する額を基礎	
控除後の総所得金額等（政令第二十九条	
の七第二項第四号ただし書に規定する場	

合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯

一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者という。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 基礎賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯

基礎賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者という。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第十三条の二 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十三条の三 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第十三条の四 削除

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第十三条の五 第十三条の二の被保険者均等割額は、第十三条の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第十三条の五の二 第十三条の二の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる世帯以外の世帯 第十三条第一項第三号イに定めるところにより算定した額

二 特定同一世帯所属者と同じの世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第十三条第一項第三号ロに定めるところにより算定した額

三 特定同一世帯所属者と同じの世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がい

ない場合に限る。）第十三条第一項第

三号ハに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第十三条の六 第十条又は第十三条の二の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十条の基礎賦課額と第十三条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）は、六十五万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第十七条の六の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

二

イ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係

（基礎賦課限度額）

第十三条の六 第十条の基礎賦課額

は、六十五万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第十七条の六の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

二

イ 法附則第七條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係

るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第十三条の六の三 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして世帯別平等割額を算定するものとする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第十三条の六の四 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十三条の六の五 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の五十五に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第二十九条の七第三項第四号ただ

るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第十三条の六の三 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第十三条の六の四 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十三条の六の五 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の五十五に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第二十九条の七第三項第四号ただ

し書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第十三条の六の六 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第十三条の六の七 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第十三条の六の五の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第十三条の六の八 第十三条の六の六の被保険者均等割額は、第十三条の六の五の規定により算定した額と同額とする。

し書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

第十三条の六の六から第十三条の六の九まで
削除

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等
賦課額の世帯別平等割額の算定）

第十三条の六の九 第十三条の六の六の世帯
別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる世帯以外の世
帯 第十三条の六の五第一項第三号イに
定めるところにより算定した額

二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属
する退職被保険者の属する世帯であつて
特定月以後五年を経過する月までの間に
あるもの（当該世帯に他の被保険者がい
ない場合に限る。） 第十三条の六の五
第一項第三号ロに定めるところにより算
定した額

三 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属
する退職被保険者の属する世帯であつて
特定月以後五年を経過する月の翌月から
特定月以後八年を経過する月までの間に
あるもの（当該世帯に他の被保険者がい
ない場合に限る。） 第十三条の六の五
第一項第三号ハに定めるところにより算
定した額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十三条の六の十 第十三条の六の三又は第
十三条の六の六の後期高齢者支援金等賦課
額（一般被保険者と退職被保険者等が同一
の世帯に属する場合には、第十三条の六の
三の後期高齢者支援金等賦課額と第十三条
の六の六の後期高齢者支援金等賦課額との
合算額をいう。第十六条及び第十七条の二
において同じ。）は、二十二万円を超える
ことができない。

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七

二

イ 法附則第二十二條の規定により読み
替えられた法第七十五條の規定により

（後期高齢者支援金等賦課限度額）
第十三条の六の十 第十三条の六の三
の後期高齢者支援金等賦課
額

は、二十四万円を超える
ことができない。

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七

二

イ 法附則第七條 の規定により読み
替えられた法第七十五條の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

（法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条若しくは第十三条の六の三の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十

三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅し

三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十条若しくは第十三条の六の三の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅し

た日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加

た日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加

えた金額）に、五十三万五千元に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十條又は第十三條の二」とあるのは「第十條の六の三又は第十三條の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、前項中「第十三條」とあるのは「第十三條の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十條又は第十三條の二」とあるのは「第十三條の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三條」とあるのは「第十三條の十」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七條の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三條又は第十三條の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の

えた金額）に、五十四万五千元に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十條又は第十三條の二」とあるのは「第十條の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、前項中「第十三條」とあるのは「第十三條の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十條又は第十三條の二」とあるのは「第十三條の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三條」とあるのは「第十三條の十」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七條の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三條の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の

五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条又は第十三条の五」とあるのは「第十三条の六の五又は第十三条の六の八」と、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」と、第二項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

4

一 第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に应じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

6 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条又は第十三条の五」とあるのは「第十三条の六の五又は第十三条の六の八」と、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」と、第五項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条又は第十三条の五」とあるのは「第十三条の六の五」と

、第二項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

4

一 第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に应じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

6 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条又は第十三条の五」とあるのは「第十三条の六の五」と

、第五項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

うち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦

うち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦

課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

令和6年3月宇部市議会定例会

文教民生委員会

健康福祉部

目 次

議案第 27 号	宇部市介護保険条例中一部改正の件	P 1
議案第 28 号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例中一部改正の件	P 3
議案第 29 号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	P 3
議案第 30 号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例中一部改正の件	P 7
議案第 31 号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例中一部改正の件	P 7
議案第 32 号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	P 15

議案第 27 号

宇部市介護保険条例中一部改正の件

1 改正の趣旨

介護保険法の規定に基づく介護事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期宇部市高齢者福祉計画期間中の介護保険料を定めるもの。

2 改正の内容

令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料について、各所得段階別年額保険料を定めるとともに、第 9 段階以降の該当要件の変更及び第 13、14、15、16 段階の追加。（別紙資料 1 参照）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

所得段階別介護保険料一覧(新旧比較)

資料1

第8期 (R3年度～R5年度)					第9期 (R6年度～R8年度)				
所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	保険料 月額	所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	保険料 月額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.5	35,880	1,794	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.455	33,852	1,767
第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の 合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超120万円以 下の人	0.3 0.75	21,528 53,820	2,990	第2段階	住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円超120万円以下の人	0.285 0.685	21,204 50,964	3,007
第3段階	住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が120万円超の人	0.5 0.75	35,880 53,820	4,186	第3段階	住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が120万円超の人	0.485 0.69	36,084 51,336	4,247
第4段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.7 0.9	50,232 64,584	5,382	第4段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.685 0.9	50,964 66,960	5,580
第5段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円超の人	基準額	71,760	5,980	第5段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係 る雑所得を差し引いた額が80万円超の人	基準額	74,400	6,200
第6段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円未満の人	1.2	86,112	7,176	第6段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円未満の人	1.2	89,280	7,440
第7段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	93,288	7,774	第7段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	96,720	8,060
第8段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	107,640	8,970	第8段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	111,600	9,300
第9段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.7	121,992	10,166	第9段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	126,480	10,540
第10段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2	143,520	11,960	第10段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	141,360	11,780
第11段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.25	161,460	13,455	第11段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	156,240	13,020
第12段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上の人	2.5	179,400	14,950	第12段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	171,120	14,260
					第13段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.4	178,560	14,880
					第14段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.6	193,440	16,120
					第15段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	2.8	208,320	17,360
					第16段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上の人	3.0	223,200	18,600

差額	
年額 2,640	月額 220

**議案28号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例中一部改正の件について…①**

**議案29号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件につ
いて…②**

1 運営基準等の改正の基本的な考え方

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、①平成11年厚生省令第38号、②平成18年厚生労働省令第37号が一部改正されたことに伴い、条例の所要の整備を行うもの。

2 主な改正箇所

(1) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに置くことが必要となる常勤ケアマネジャーの人員基準を見直する。

① …第6条第2項及び第3項

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除する。

① …第7条第3項

(3) 支援提供時の説明事項に対する理解等取得義務の緩和

事業者の負担軽減を図る観点から、説明事項の一つである前6か月のサービス利用割合等に対し利用者等の理解を得ることについて努力義務とする。

① …第8条第2項及び第3項

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束の適正化を推進する観点から、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

① …第9条の2、②…第14条の3

(5) 人員配置の見直し

本事業に民間主体の参入が可能となったことから、事業者ごとに介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を定める。

(ア) 地域包括支援センター

原則、管理者は、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。

(イ) 指定居宅介護支援事業者

①事業所ごとに1以上の介護支援専門員を配置とする。

②原則、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を必置とする。

③管理者は、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。

②…第6条及び第7条

(6) 本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備

「担当職員」に「指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員」、「指定介護予防支援の業務の委託」に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」を追記。

②…第8条第3項及び第10条第1項

3 施行年月日 令和6年4月1日

議案第28号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

No	改正箇所等		改正内容	目的
1	国の基準	第6条第2項及び第3項 (従業者)	基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに置くことが必要となる常勤ケアマネジャーの人員基準を見直し。	●ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し
2	国の基準	第7条第3項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除。	●管理者の兼務範囲の明確化
3	国の基準	第8条第2項及び第3項 (説明及び同意)	事業者の負担軽減を図る観点から、説明事項の一つである前6か月のサービス利用割合等に対し利用者等の理解を得ることについて努力義務とする。	●支援提供時の説明事項に対する理解等取得義務の緩和
4	国の基準	第9条の2 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない(新規)	●身体的拘束等の適正化の推進

議案第29号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

No	改正箇所等	改正内容	目的
1	国の基準 第6条 (従業者)	事業所ごとに1以上の介護支援専門員を必置とする。	●本事業に民間主体の参入が可能となったことによる人員配置の見直し
2	国の基準 第7条 (管理者)	(地域包括支援センター)原則、管理者は、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。 (指定居宅介護支援事業者)原則、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を必置にする。管理者は管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。	●本事業に民間主体の参入が可能となったことによる人員配置の見直し
3	国の基準 第8条第3項 (説明及び同意)	本事業に民間主体の参入が可能になったことによる、「担当職員」の定義の改正。	●本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備
4	国の基準 第10条第1項 (指定介護予防支援の業務の委託)	本事業に民間主体の参入が可能になったことによる、「業務の委託」の改正。	●本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備
5	国の基準 第14条の3 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない(新規)	●身体的拘束等の適正化の推進

議案30号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件について…①

議案31号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について…②

1 運営基準等の改正の基本的な考え方

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として①平成18年厚生労働省令第34号及び②平成18年厚生労働省令第36号が一部改正されたことに伴い、条例の所要の整備を行うもの。

2 主な改正箇所

(1) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

①…第8条他 ②…第8条他

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

①…第11条の2及び第42条第3項 ②…第17条の3及び第29条第3項

※ (ア) について、1年の経過措置期間を設けることとする。

(3) 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

①…第38条第1項及び第74条第1項 ②…第25条第1項

(4) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。

①…第53条第11項

(5) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

①…第61条の2

(6) 介護療養型医療施設の廃止

平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除する。

①…第7条第5項他 ②…第24条第6項

3 施行年月日 令和6年4月1日

議案第30号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

No	改正箇所等	改正内容	目的
第二章 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
1	国の基準 第7条第5項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
2	国の基準 第8条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
3	国の基準 第11条の2 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない	●身体拘束等の適正化の推進
第三章 指定夜間対応型訪問介護			
4	国の基準 第19条第4項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
5	国の基準 第20条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第三章の二 指定地域密着型通所介護			
6	国の基準 第23条の4 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第三章の四 指定療養通所介護			
7	国の基準 第23条の13 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第四章 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護			
8	国の基準 第26条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化

No	改正箇所等	改正内容	目的
第五章 共用型指定認知症対応型通所介護			
9	国の基準 第34条第1項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第六章 指定小規模多機能型居宅介護			
10	国の基準 第37条第6項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
11	国の基準 第38条第1項 (管理者)	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	●管理者の兼務
12	国の基準 第42条第3項 (身体的拘束等の禁止)	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける※	●身体的拘束等の適正化の推進
第七章 指定認知症対応型共同生活介護			
13	国の基準 第47条第1項、 第4項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第八章 指定地域密着型特定施設入居者生活介護			
14	国の基準 第53条第7項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
15	国の基準 第53条第11項 (従業者)	複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が認められる施設の看護職員等の配置基準を利用者数が3につき「1以上」を「0.9以上」に緩和	●生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化
16	国の基準 第54条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化

No.	改正箇所等	改正内容	目的	
第九章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
17	国の基準	第61条第8項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
18	国の基準	第61条の2 (緊急時等の対応)	配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける	●緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け
19	国の基準	第62条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第十一章 指定看護小規模多機能型居宅介護				
20	国の基準	第73条第7項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
21	国の基準	第74条第1項 (管理者)	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	●管理者の兼務

※1年の経過措置期間あり

議案第31号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準等を定める条例

No	改正箇所等	改正内容	目的
第二章 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護			
1	国の基準 第8条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
2	国の基準 第17条の3 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない	●身体的拘束等の適正化の推進
第三章 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護			
3	国の基準 第21条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第四章 指定介護予防小規模多機能型居宅介護			
4	国の基準 第24条第6項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
5	国の基準 第25条第1項 (管理者)	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	●管理者の兼務
6	国の基準 第29条第3項 (身体的拘束等の禁止)	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける※	●身体的拘束等の適正化の推進
第五章 指定介護予防認知症対応型共同生活介護			
7	国の基準 第34条第1項、 第4項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化

※1年の経過措置期間あり

地域密着型サービスの概要について

1 地域密着型サービスの概要

- ・ 住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として創設。(平成18年4月改正)
- ・ 市町村がサービス事業者の指定権限を有する。
- ・ 原則として、当該市町村の被保険者のみがサービス利用可能。
(当該市町村長の同意があれば、他市町村の被保険者も利用可能)
- ・ 市町村が、サービス事業者を指定するにあたっては、関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

2 サービスの種類

サービス種類	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (定期巡回)	定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うとともに、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス(訪問看護事業所と連携して実施する方法もある。)
夜間対応型訪問介護 (夜間対応型)	夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うサービス
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 (認知デイ)	認知症であるものについて、老人福祉法に規定する施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス (形態) ・ 単独型：特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所 (定員：単位ごとに12人以下) ・ 併設型：特別養護老人ホーム等に併設されている事業所 (定員：単位ごとに12人以下) ・ 共用型：グループホーム、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設の居間や食堂においてその施設の利用者とともに行うもの (定員：グループホーム：ユニットごとに3人以下 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：ユニットごとにユニットの入居者と合わせて12人以下 その他の施設：1施設ごとに3人以下)

サービス種類	概要
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 (小多機)	心身の状況、置かれている環境等に応じて、選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス (形態) ・ 本体事業所 (定員：登録 29 人以下、通い 15 人以下※、宿泊 9 人以下) ※登録定員が 26 人以上 29 人以下の場合 18 人以下 ・ サテライト事業所 (定員：登録 18 人以下、通い 12 人以下、宿泊 6 人以下)
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症であるものについて、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス（予防給付は、要支援 2 のみ対象） (形態) ・ I 型（定員：9 人以下） ・ II 型（定員：18 人以下）
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等であって、入居者が要介護者、配偶者等に限られるもの（「介護専用型特定施設」）のうち、入居定員が 29 人以下であるサービス
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特養)	老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 29 人以下であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とするサービス
看護小規模多機能型居宅介護 (看多機)	訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供するサービス (形態) ・ 本体事業所 (定員：登録 29 人以下、通い 15 人以下※、宿泊 9 人以下) ※登録定員が 26 人以上 29 人以下の場合 18 人以下 ・ サテライト事業所 (定員：登録 18 人以下、通い 12 人以下、宿泊 6 人以下)
地域密着型通所介護	日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス
共生型地域密着型通所介護	障害児・者が 65 歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくし、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害児・者が共に利用できるサービス

1 改正趣旨

国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴う所要の整備

2 改正内容

(1) 国民健康保険法施行令の一部改正関係

ア 保険料賦課限度額の引上げ（後期高齢者支援金等分）（第 13 条の 6 の 10、第 17 条の 6）

区 分	現 行	改正後	増 減
基礎賦課額	65 万円	65 万円	なし
後期高齢者支援金等賦課額	22 万円	24 万円	+2 万円
介護納付金賦課額	17 万円	17 万円	なし
合 計	104 万円	106 万円	+2 万円

※ 後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療費に充てるための現役世代等からの支援金（後期高齢者医療費の約 40%）

※ 賦課限度額が引き上げられるということは、より高所得者に負担を求めようとするもの

（参 考）賦課限度額の推移

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
基礎分	61 万円	63 万円	63 万円	65 万円	65 万円	65 万円
後期分	19 万円	19 万円	19 万円	20 万円	22 万円	24 万円
介護分	16 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
合 計	96 万円	99 万円	99 万円	102 万円	104 万円	106 万円

イ 保険料軽減判定所得基準額の引上げ（5 割軽減及び 2 割軽減）（第 17 条の 2）

(7) 次表により算出された額以下の場合、5 割軽減に該当

区 分	軽 減 判 定 所 得 基 準 額
現 行	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 29 万円 × 被保険者数
改正後	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数

※ 7 割軽減に該当する場合を除く。

(イ) 次表により算出された額以下の場合、2 割軽減に該当

区 分	軽 減 判 定 所 得 基 準 額
現 行	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 53.5 万円 × 被保険者数
改正後	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数

※ 7 割軽減及び 5 割軽減に該当する場合を除く。

※ 軽減判定所得基準額が引き上がることで、より軽減に該当しやすくなる。

※ 軽減により減額された額は、公費（県 3/4、市 1/4）により補填される。

※ 令和以降における保険料軽減判定所得基準額の引上げ（5 割軽減及び 2 割軽減）は、令和元年度、令和 2 年度、令和 5 年度、令和 6 年度に行われている（令和 3 年度には、税制改正に伴う算定式の見直しあり）。

(2) 国民健康保険法の一部改正関係

退職者医療制度の経過措置の終了に伴う条文の整理（第9条の2ほか）

3 施行日

令和6年4月1日

4 経過措置

改正後の宇部市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

元職員による生活保護費横領等事件への対応について（報告）

1 事件の概要

（１）告訴事案 ２世帯

○保護費支給停止未処理により支給が継続していた保護費を詐取
施設に入所したことによる生活保護費の停止処理を行わず、支給され続けていた生活保護費相当分を本人に代わり受領し着服
○年金収入の増に伴い生じた保護費の返還金を横領
遡った分の年金を受領したことに伴い、既に支給した生活保護費の返還金を本人から預かり、市会計に納入せず横領

（２）その他本人が認めた事案 ８世帯

○追加で支給される扶助費を詐取
収入の認定替や通院移送費など定例支給の保護費とは別に支給される扶助費を窓口払で処理し詐取

2 １の事案による被害額

１，６０６，９２６円 （１０世帯２６回。元職員から全額返納済み。）

3 事案発覚後の主な対応

（１）内部調査を実施

①生活保護ケース総点検（令和５年１０月２日～１０月３１日）

令和３年度以降の訪問調査や各種調査、システムへの入力等の事務処理状況を点検

②元職員が担当した生活保護ケース全件点検（令和５年１０月１３日、１４日）

窓口払いの追加支給や返還金等現金を取り扱う可能性のあった事案を点検

③元職員への聞き取り調査（令和５年１０月１９日、２０日、２３日、

１２月７日、２５日、令和６年１月２９日）

(2) 再発防止策の検討

①宇部市生活保護費横領等再発防止検討委員会

- ・第1回（令和5年11月20日）
- ・第2回（令和6年1月25日）

②同委員会ワーキンググループ

- ・令和5年11月以降5回開催

(主な再発防止策)

以下については、現在、実施している。

現金の取扱い	・口座振込を推進 ・受給者本人＋職員複数人による受領体制（出納室とも調整） ・返還金の預りを禁止 ・開庁時は職場金庫で保管し、閉庁時は出納室金庫での保管へ変更 ・職場金庫の鍵は副課長以上が管理
事務処理の適正化	・査察指導台帳を活用した個々のケースの対応状況の把握及び適切な指導 ・マニュアル等の作成・見直しと実践 ・訪問、対応等の速やかな報告の徹底及び進捗管理の徹底
研修等	・所属職員に対して公務員倫理及び改めて生活保護法に関する研修を実施 ・新規配属職員への研修実施 ・定例会議で事例等の情報共有及び必要な業務改善案等の検討

4 今後について

- ・再発防止検討委員会において、3月中に報告書を取りまとめる。
- ・所属においては、再発防止策に速やかに取り組み、毎月、課長、副課長が実施状況を確認し、指導を行う。
- ・再発防止検討委員会においては、3か月ごとに、再発防止策の実施状況について確認、検証、見直しを行う。
- ・被害世帯に対して、被害額を損害賠償として支給する。

議案第49号

調 停 の 成 立 に つ い て

下記のとおり調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

1 当 事 者

(1) 申立人

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市

宇部市長 篠 崎 圭 二

(2) 相手方

宇部市恩田町三丁目4番21号

株式会社翔設計

代表取締役 北 奥 康 親

宇部市小松原町二丁目4番18号

株式会社島田工務店

代表取締役 島 田 政 明

2 事 件 名

求償金請求調停申立事件

山口地方裁判所 令和5年（ノ）第5号

3 事件の概要

平成29年6月に宇部市立桃山中学校において発生した高圧ケーブル切断事故により、市がUBE株式会社に支払った解決金について、市は、解決金の一部を当該事故の利害関係人である相手方に対し求償したものの、合意に至らなかったため、令和5年4月28日、当該利害関係人を相手方として

山口地方裁判所に当該求償金の支払いを求める調停を申し立てたもの

4 調 停 条 項

- (1) 相手方らは、申立人に対し、本件解決金として、連帯して、金 2,000,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方らは、申立人に対し、前項の金員を連帯して令和6年4月30日限り、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方らの負担とする。
- (3) 申立人は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- (4) 申立人と相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 手続費用は各自の負担とする。

議案第49号 調停の成立について

宇部市立桃山中学校において、平成29年6月に発生したUBE株式会社(当時：宇部興産(株))所有高圧ケーブル切断事故により、市が同社に支払った解決金について、当該事故の利害関係人に対し、解決金の一部の負担を求めたが合意に至らなかったため、令和5年4月28日、当該利害関係人を相手方として山口地方裁判所に当該求償金の支払いを求める調停申し立てを行いました。

このたびの議案は、当該求償金請求調停申立事件について、調停案に基づき、下記相手方との調停成立を図るため、市議会の議決を求めるものです。

1 議案提出までの主な経緯

- ・平成29年6月29日：桃山中学校新体育館建設のための柱状改良工事の試掘作業を重機で行っていた際、誤って地中に埋設されていた高圧ケーブルを切断する事故が発生(人的被害なし)。
- ・令和元年10月7日：市とUBE株式会社で協議を進めるも、主張が折り合わなかったため、UBE株式会社が市を相手方として、山口地方裁判所へ損害賠償の調停申立て
- ・令和4年7月14日：令和4年6月議会での承認を経て、UBE株式会社との調停成立
- ・令和4年8月12日：調停に基づき、市がUBE株式会社に対し、解決金2億6,849万2,915円を支払い
- ・令和4年11月11日：利害関係人(相手方)に対し、1,342万4,645円(UBE株式会社に支払った解決金の5%相当額)の負担を請求
- ・令和5年4月28日：代理人弁護士を通して、双方協議を進めるも、合意に至らなかったため、令和5年3月議会での承認を経て、市が利害関係人を相手方として、山口地方裁判所へ求償金請求の調停申立て
- ・令和6年1月26日：調停委員会から調停案の提示
- ・令和6年2月20日：調停案に基づき、議案第49号提出

2 調停の当事者

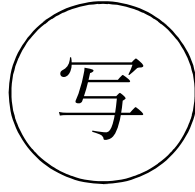
- ・申立人 宇部市
- ・相手方 株式会社 翔設計（設計・監理受注業者）
株式会社 島田工務店（工事受注業者）

3 調停案の要旨

- ・事故の利害関係人である相手方2者が連帯して、令和6年4月30日までに、解決金200万円を市に支払うことにより解決を図るもの

4 調停の成立

- ・議会の承認がいただければ、次回の調停委員会(令和 6 年 3 月 29 日開催予定)において調停成立となる予定



宇部市立小中学校の適正規模及び適正配置 について

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

(答申)

令和6年(2024年)1月

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会

目 次

1	はじめに	1
2	本市の将来推計人口	2
3	宇部市立小中学校の現状と将来予測	3
	(1) 児童生徒数・学級数	3
	(2) 学校数と配置	4
4	学校のあるべき姿と実現に向けた取組	5
	(1) 学校のあるべき姿	5
	(2) 現状と課題	5
	(3) 課題解決に向けた取組の方向性	6
	(4) 学校規模・学校配置の基準	7
	(5) 適正化に向けた具体的な取組	8
5	学校のあるべき姿を実現するための学校再編	11
	(1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編	11
	(2) 中学校通学区域の個別の再編	12
	(3) 規模等検討対象校の適正化	13
6	学校再編を進めるにあたっての付帯意見	15
	(1) 保護者や地域住民との合意形成と魅力ある学校づくり	15
	(2) 児童生徒の不安解消	15
	(3) 児童生徒の通学支援	15
	(4) 小規模校の課題への配慮	15
	(5) 計画の見直し	16
7	おわりに	16
資料編		17
資料 1	諮問書（写）	
資料 2	宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿	
資料 3	宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会審議経過	
資料 4	令和5年度の学級数と児童生徒数	
資料 5	市立小中学校の変遷と児童生徒数の推移	
資料 6	入学時就学学校選択届出数の推移	
資料 7	施設の状況（令和4年度）	
資料 8	学校の規模や配置に関するアンケート調査結果及び 市民ワークショップと中学生ワークショップで出された意見	
資料 9	令和10年度の学級数と児童生徒数予測	

【参考】 詳細な審議経過や資料については下記に掲載があります

市立小中学校の適正規模・適正配置について

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/kyouikuiinkai/1015918.htm>

1 はじめに

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、本市の人口も、平成26年(2014年)から令和5年(2023年)の10年間で年平均約1,200人ずつ減少し、今後も継続的に減少していくことが見込まれています。この人口減少が特に顕著に表れているのは、若い世代で、本市の児童生徒数においてもピーク時(昭和58年(1983年))の24,343人と比べると、令和5年(2023年)には11,341人と半数を割る状況となっています。さらに、令和10年(2028年)までの5年間で700名以上の児童生徒数が減少する推計となっています。

このような状況の中、宇部市教育委員会では、平成22年(2010年)に教育活動にふさわしい学級数や児童生徒数等を示した「宇部市立小中学校適正配置基準」を策定しました。この基準に基づき、平成28年(2016年)4月には小野中学校と厚東中学校を統合した厚東川中学校を新設しましたが、見初小学校の適正配置については、協議の結果、現時点では統合しないという結論が出たところです。

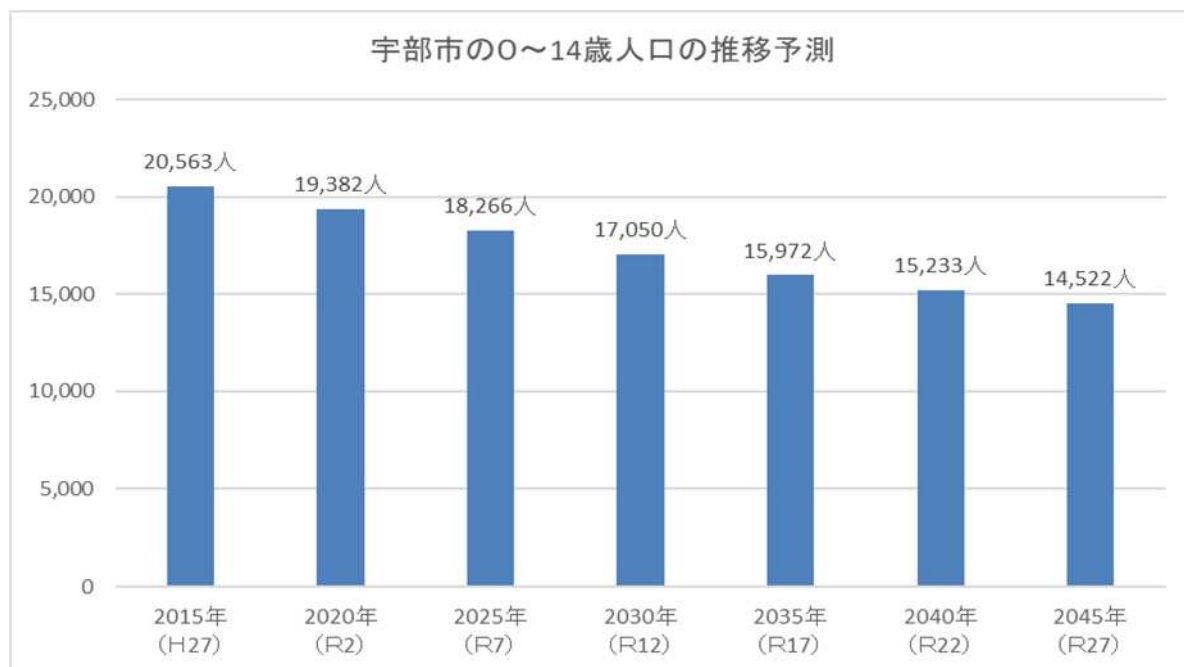
しかしながら、上述したように、児童生徒数の減少が今後も継続的に見込まれる中で、最適な教育環境を持続的に確保していくためには、これまでの配置基準を見直し中長期的な視点で適正な学校規模や通学区域を検討し、新たな学校配置を全市的に考えていく必要があります。そのため、令和4年(2022年)4月28日に「宇部市立小中学校の適正規模・適正配置」について、宇部市教育委員会から本審議会に対して諮問がなされたところです。

本審議会では、保護者や児童生徒をはじめとする市民の方々の意見を広く聴取するため、アンケート調査の実施やワークショップの開催などを行いながら審議を重ね、令和5年(2023年)1月に「最適な教育環境として将来あるべき学校の姿とその実現のために必要な適正規模など、今後の方向性」について意見を取りまとめて、中間答申として示しました。その後、具体的な適正化の方策について慎重かつ詳細に審議を重ね、提言として取りまとめたので、ここに答申するものです。

2 本市の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)3月に公表した将来推計人口では、本市の人口は令和2年(2020年)から令和27年(2045年)の25年間で32,351人の減と推計しています。また、このうち0歳から14歳までの人口は4,860人の減で、この25年間で25%減少すると推計しています。

令和2年(2020年)の国勢調査を基とする新たな将来推計において、地域別将来推計人口はまだ公表されていませんが、全国の将来推計では、0歳から14歳までの人口は、令和5年(2023年)から令和30年(2048年)の25年間においても、25%減少すると推計しており、本市においても、同様な傾向になることが推測されます。

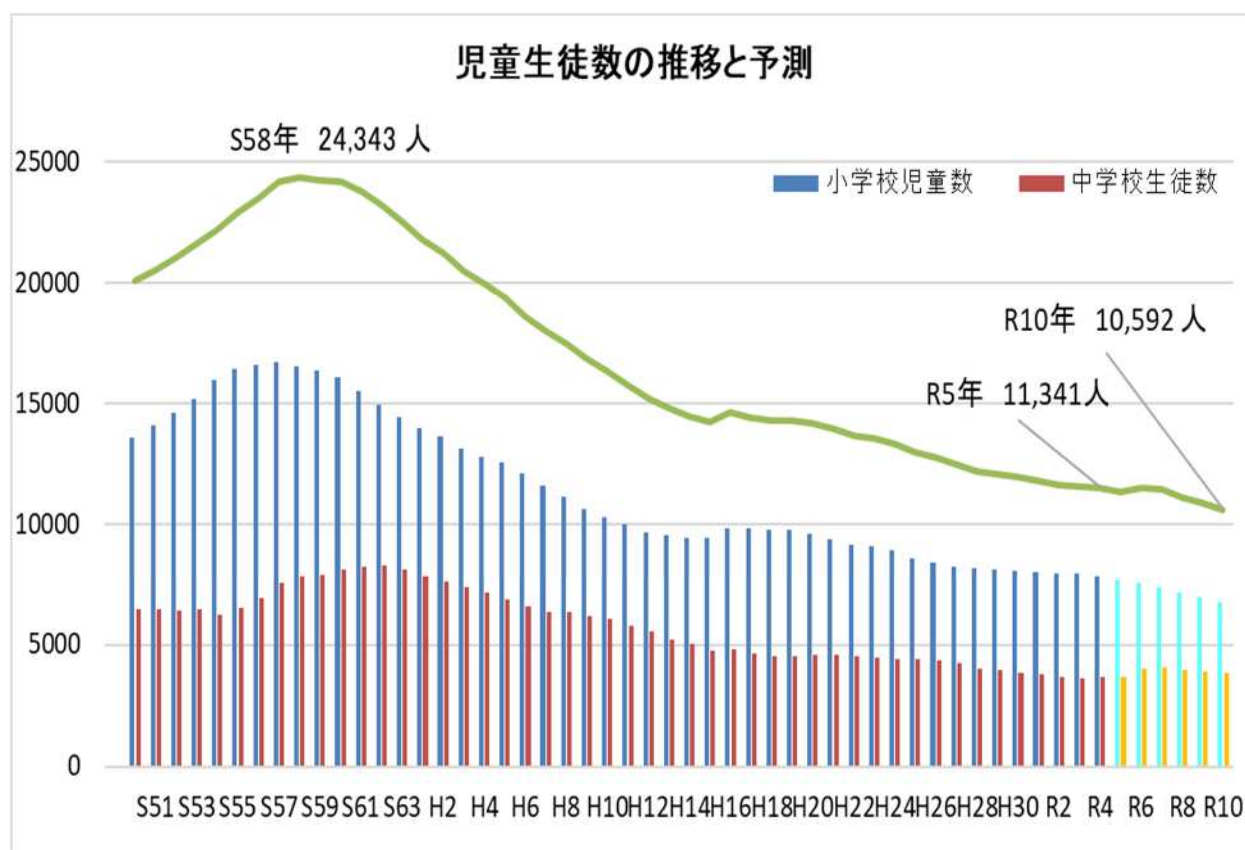


出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」

3 宇部市立小中学校の現状と将来予測

(1) 児童生徒数・学級数

本市の児童生徒数は、石炭産業の振興や第1次ベビーブームなどにより、昭和34年(1959年)に36,554人となり、昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足以来、過去最高の人数になりました。昭和40年代には炭鉱の縮小や閉山により児童生徒数は減少に転じましたが、第2次ベビーブームの影響により、昭和58年(1983年)には24,343人と2回目のピークを迎えました。しかしながら、その後は少子化の影響により児童生徒数の減少が続いており、令和5年(2023年)には、11,341人となっています。



※令和6年度から10年度までの推計値は、令和4年4月時点での推計値。
 中学校の生徒数については、私立中学校への進学はないものとして推計している。

また、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しています。小学校では、低・中・高学年の隣接学年が一緒のクラスに在籍している複式学級※のある学校が4校、全ての学年でクラス替えが出来ない単学級の学校が5校となっています。(資料4)

なお、住民基本台帳を基にした児童生徒数の推計では、令和10年(2028年)には10,592人と昭和58年(1983年)のピーク時と比較して約56%減少し、その後も減少傾向は続くものと予測されています。

(2) 学校数と配置

昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足した当時、宇部市立小学校は10校、宇部市立中学校は7校でスタートしました。その後、石炭産業の振興やベビーブームなどによる児童生徒数の増加に対応するため、市街地を中心に小中学校の分離・開校が行われました。併せて、市町村合併による学校数の増もあり、小学校は平成16年(2004年)に現在の24校となりました。中学校は、平成16年(2004年)の楠町との合併により13校になりましたが、平成28年(2016年)4月に小野中学校と厚東中学校を統合して厚東川中学校を新設したことにより、現在12校となっています。(資料5)

また、学校の配置については、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じています。

※複式学級

児童又は生徒数が少ないために一つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編成ができない場合に、同一学級に2つの学年を収容して編成する学級。

○複式学級の編成基準

小学校：2つの学年の人数が16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校：2つの学年の人数が8人以下

4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組

(1) 学校のあるべき姿

宇部市教育委員会では令和4年(2022年)3月に、今後の教育の方向性や施策を示した第2期宇部市教育振興基本計画を策定しています。その計画の基本理念として『「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり』を掲げています。この理念は、変化の激しい社会の中にあっても、自らが主体的に社会にかかわりあい、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく「自立」の心とともに、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し、支えあい、互いに高め合っていく「共存同栄」の精神(こころ)で未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指すものです。

本審議会では、この理念のもと、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境として『学校のあるべき姿』を下記のようにまとめました。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び(健やかな成長)を保障できる学校

『学校のあるべき姿』の理想形

児童生徒の社会性を育むことが出来る集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校※

(2) 現状と課題

『学校のあるべき姿』に対して、現在の小中学校の教育環境を検証してみたところ、下記のような課題が明らかになりました。

《現状と課題》

- 令和2年度(2020年度)から全ての中学校区で小中一貫教育※が導入されているが、進学先の中学校が分かれる小学校では、進学する中学校によってめざす子ども像などの取り組みが異なるため、学校や地域の特色を活かした系統的な教育が難しい状況にある。そのため、接続する小学校と中学校が義務教育9年間を通して、より一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要がある。

- 通学区域が偏在している学校では、学校選択制※が導入され、通学区域の弾力化が図られているが、利用者の増加により、本来の就学校では大幅に入学者が減少している学校がある。(資料6) そのため、各学校が適正な通学区域のもとで、適正な学校規模を確保するための取組を進めていく必要がある。
- 学校規模については、令和5年(2023年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級に、また、5校がすべての学年でクラス替えのできない単学級になっているなど、全市的に小規模化が進んでいる状況にある。そのため、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれる中で、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要がある。
- 本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいる状況にある。(資料7) そのため、今後、施設の状況に応じて、大規模改修による長寿命化や建替による施設の更新を計画的に進めていく必要がある。

(3) 課題解決に向けた取組の方向性

確認された小中学校の課題を解決し、『学校のあるべき姿』の実現を目指していくためには、適正化の取組の方向性を定めることが必要です。本審議会では、委員により協議した結果、以下の取組の方向性を見直しの優先順位をまとめました。

①小中一貫教育の推進

各小中学校が地域の特色を活かしながら、小中一貫教育をより一層推進していくために、全市的に中学校の通学区域を見直し、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

小規模校については、メリットやデメリットを整理したうえで、児童生徒の就学環境(通学の距離や時間など)の実情を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置の検討を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新(建替え)には多額の費用を要することから、将来的な児童生徒数を見据えた計画的な整備を行う必要があるため、更新時期を踏まえて、学校の統廃合の検討を進める。

※学校選択制

通学区域の弾力化を図るため、学区の一部の自治会に居住する児童生徒が、住所地の属する学区の学校(就学校)に加えて、隣接学区の学校を選択できる制度。

また、見直しの優先順位としては、アンケート結果やワークショップでの意見において、小中学校の配置の見直しを進めるうえで、通学距離や通学時間など通学時の負担感や安全性が重視されていることから、学校が近接して集中しており、通学区域や適正配置の見直し後もこの課題の影響を受けにくい市街地地域から取組を進めていくことが望ましいと考えます。

北部地域の学校については、通学距離が市街地地域と比較して長いことや、地域と連携した教育も充実しており、アンケート結果やワークショップにおいて保護者や子どもたちの満足度も高いことから、慎重に取組を進めていくことが必要です。

(資料 8)

(4) 学校規模・学校配置の基準

上述した取組の方向性を踏まえ、具体的な取組の検討を進める際の学校規模や学校配置の基準についてまとめました。

学校規模・学校配置基準の策定にあたっては、本市の地理的状况から、学校が集中している市街地地域と分散している北部地域に分けて、検討を進めていくこととしました。なお、市街地地域と北部地域に属する地域は次のとおりです。

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外

北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

① 望ましい学校規模の基準

小中学校では、児童生徒が一定規模の人数の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける環境が大切です。学校の規模については、現在、国においては法令上、学校規模の標準を小中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定めています。このたび実施したアンケート等でも、国が示す12学級以上18学級以下を望ましい学級数とする回答が多くありました。その一方で、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要という意見も多くありました。このような教育環境の重要性や状況を踏まえ、本市においては、今後、児童生徒数の継続的な減少により、市内全ての学校で小規模化が進んでいくことが見込まれることや、市街地地域と北部地域の学校で地理的条件等が大きく異なっていることから、小中学校を二つの地域に区分して、地域の実情に応じた学校規模の基準が必要であると考えます。

市街地地域の小中学校については、全学年でクラス替えや、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができる1学年2学級以上（学校全体で小学

校 1 2 学級以上、中学校 6 学級以上) の学校規模を最低でも確保していくことが望ましいと考えます。

北部地域の小中学校については、児童生徒数や地理的条件等の地域の実情を考慮すると、1 学年 2 学級以上の確保は現実的に困難な状況であることから、1 学年 1 学級以上(学校全体で小学校 6 学級以上、中学校 3 学級以上)が望ましいと考えます。

《望ましい学校規模の基準》

■市街地地域の学校

- ・小学校… 1 2 学級以上(1 学年 2 学級以上)
- ・中学校… 6 学級以上(1 学年 2 学級以上)

■北部地域の学校

- ・小学校… 6 学級以上(1 学年 1 学級以上)
- ・中学校… 3 学級以上(1 学年 1 学級以上)

② 望ましい学校配置の基準

学校の配置については、児童生徒の通学における負担面や安全面を考慮する必要があることから、配置の基準として、学校統合する場合の小中学校施設費の国庫負担対象の条件として定められている通学距離を基準としました。

《望ましい学校配置の基準》

- ・小学校の通学距離…概ね 4 Km 以内
- ・中学校の通学距離…概ね 6 Km 以内

(5) 適正化に向けた具体的な取組

取組の方向性と学校規模や学校配置の基準をもとに、小中学校の適正化に向けた具体的な取組を下記のとおり提案します。

■計画期間

計画期間は、児童生徒数の具体的な将来推計が可能な期間等を考慮して、1 期 10 年間とする。

■適正化の進め方

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を一層推進していくために、一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行う。

② 望ましい学校規模の確保

- 適正化の検討対象校は、5年後の令和10年度の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たしていない次に掲げる学校とする。

《市街地地域の検討対象校》

- 岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

- 厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- 検討対象校については、①の小中一貫教育の推進により見直した中学校の通学区域により、適正配置の取組を進めていくことし、将来的には学校選択制を廃止していく。
- 市街地地域の検討対象校については、半径4キロ以内に複数の学校が集中しており、老朽化が進んでいる学校もあることから、学校施設の改築・改修時期も見据え優先的に取り組んでいく。
- 北部地域の検討対象校については、現時点において、望ましい学校規模の基準を満たしていないものの、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られている。そのため、当面の間、現在の学校を維持していくが、令和10年度の時点で5年先までの児童数を確認し、今後の児童数の推移が1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していくこととする。

③ 学校の施設整備

- 老朽化した校舎の建て替えに合わせ学校の適正配置を進める場合には、施設一体型小中一貫校※または義務教育学校の設置を目指す。
- 施設一体型小中一貫校等の新設については、中学校の通学区域内のいずれかの学校の現在地を第一候補（基本）とするが、中学校の通学区域内により立地条件の良い適当な敷地があれば、当該地への移転新設も検討していく。

※小中一貫教育 ※義務教育学校 ※施設一体型小中一貫校

- 小中一貫教育（※）とは、小中連携教育のうち、小中学校の教員がともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指す教育のこと。
- 小中一貫教育を行う学校は、独立した小中学校同士が行う「小中一貫型小学校・中学校」と1人の校長のもと、一つの学校として行う「義務教育学校（※）」に分類される。
- 施設一体型小中一貫校（※）は小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置する施設整備の一つの形態。他に、小中一貫教育を隣接敷地にある小中学校同士で行う隣接型や分離型がある。
- 小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「系統性・連続性を意識した教育」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられる。

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

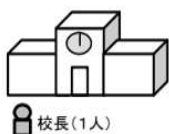
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

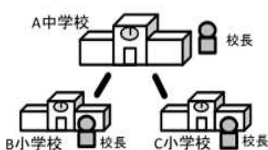
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

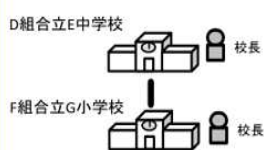
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を兼任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

※文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」(平成28年12月)より

5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編

- ・一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行う。(学校選択制が導入されており、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行う。)

進学先が分かれている小学校：常盤小学校（西岐波中学校・常盤中学校）

琴芝小学校（常盤中学校・上宇部中学校）

鵜ノ島小学校（桃山中学校・藤山中学校）

- ・一部の班の例外規定は廃止し、行政区（自治会区）単位での編成とする。

【中学校通学区域変更案】

学区	現在	変更案
西岐波	西岐波全区、常盤24区から39区まで、 上宇部10の2区（15班、16班、17班に限る）	西岐波・常盤全区
常盤	常盤1-1区から2-8区まで、恩田・岬全区、 琴芝1区から1-10区まで	恩田・岬全区と 琴芝の一部地域
神原	神原・見初全区	神原・見初・琴芝全区(琴芝の一部地域を除く)
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く） 琴芝3区から60区まで	上宇部全区
桃山	新川・小羽山全区、 鵜の島14-1区、14-2区、57-1から57-4区まで	新川・小羽山全区
藤山	藤山全区、 鵜の島41区から56区まで及び58区から64区まで	藤山・鵜の島全区

【小学校通学区域変更案】

学区	現在	変更案
恩田	恩田全区	恩田全区・琴芝の一部地域
琴芝	琴芝全区	琴芝全区(一部地域を除く)

(2) 中学校通学区域の個別の再編

■西岐波・常盤中学校通学区域の再編

再 編 案	常盤小の児童は、全て西岐波中に進学するよう再編
再 編 の 視 点	《小中一貫教育》 ・現状、常盤小は約7割の児童が西岐波中に進学しており、西岐波中と小中連携を実施している。 《学校規模等》 ・常盤小の児童が全て西岐波中に進学した場合の西岐波中、常盤中の学級数は、各々、適正規模の範囲内である。 【課題】 ・通学距離が遠くなる生徒に公共交通機関の利用など、通学の安全を確保していく必要がある。

■神原・上宇部中学校通学区域の再編

再 編 案	琴芝小の児童は、神原中に進学するよう再編
再 編 の 視 点	《小中一貫教育》 ・学校選択制により、現状では、琴芝小(上宇部中に進学)と神原小(神原中に進学)を入学先に選択できる琴芝地区の児童の約7割が神原中に進学する神原小を選択している。また、将来的な施設一体型の小中一貫校の設置を考えた場合、神原中への進学が望ましい。 《学校規模等》 ・それぞれの学校の立地や学校規模、通学環境等全体的にバランスが良くなる。 ・前回の適正配置に係る協議会等の流れに沿っており、義務教育学校を目指しやすい。 【課題】 ・現在、常盤中に進学している琴芝の一部の地域については、別途配慮が必要である。

■桃山・藤山中学校通学区域の再編

再 編 案	鶉ノ島小の児童は、全て藤山中に進学するよう再編
再 編 の 視 点	《小中一貫教育》 ・現状、鶉ノ島小は約9割の児童が藤山中に進学しており、藤山中と小中連携を実施している。 ・藤山小、鶉ノ島小の校舎はともに老朽化しており、建て替えに合わせた施設一体型の小中一貫校を目指しやすい。 《学校規模等》 ・鶉ノ島小の児童が全て藤山中に進学した場合の桃山中、藤山中の学級数は、各々、適正規模の範囲内である。 【課題】 ・実態に即した再編ではあるが、鶉の島地域から通学する生徒の一部は通学距離が長くなるため、通学の安全を確保していく必要がある。

(3) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域】

望ましい学校規模・配置基準（P8）に沿って、児童数の将来推計に基づき、適正化を進めていくが、市街地地域については、中学校の通学区域の見直しを先行させることとし、その後、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校を設置し、新たな学校が新設された時点で統合を進めていく。

また、学校施設が新しく、近隣に大規模校もある岬小学校については、通学区域の変更により適正化を進めるものとする。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

《適正化の方向性》

- ・ 小学校のみの統合は行わず、3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型小中一貫校の設置に合わせて統合を進めていく。
- ・ 施設一体型の小中一貫校の設置は、学校施設の老朽度や適切な学校規模等を見極めた適切な時期に行う。

【課題】

小中一貫校の設置までの間、さらに児童数の減少が懸念される見初小においては、小規模校の特色を生かした学校運営が必要である。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

《適正化の方向性》

- ・ 小学校のみの統合は行わず、2小1中（藤山小、鵜ノ島小、藤山中）の施設一体型小中一貫校の設置に合わせた統合を行っていく。
- ・ 藤山小・鵜ノ島小ともに学校施設の老朽化が進んでおり、早い時期での施設一体型小中一貫校の設置が望まれる。

【課題】

鵜の島地域からの通学距離が長くなるため、通学路の安全対策などの配慮が必要である。

■検討対象校：岬小学校

《適正化の方向性》

- ・ 岬小は平成28年度に校舎が新設されており、近隣の大規模校の恩田小学校との区域変更により、適正化を図っていく。
- ・ 区域変更については、学校選択制の対象区域や、恩田小に通学するより岬小に通学する方が近い区域など、通学の安全性も考慮しながら総合的に判断していく。

【課題】

区域変更実施後も、児童数は減少していくことが予測されるため、将来的には中学校区内での施設の更新に合わせた、再編を検討していく必要がある。

【北部地域】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

《適正化の方向性》

- ・ 令和10年度時点で5年先までの児童数を確認し、今後の児童数の推移が、1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していく。
- ・ 適正化の推進に際しては、市街地地域同様に小学校同士の統合は行わず、施設一体型の小中一貫校を整備したうえでの統合が望ましい。

【課題】

中学校区内のいずれかに施設一体型の小中一貫校を整備することとなった場合は、通学距離が大幅に長くなる地域があることから、児童生徒の負担が過度とならないよう通学支援が必要となる。

6 学校再編を進めるにあたっての付帯意見

小中学校の適正規模・適正配置を進めるにあたり、審議会から教育委員会に特に留意いただきたいことについて、次の通り意見をまとめました。

(1) 保護者や地域住民との合意形成と魅力ある学校づくり

学校は児童生徒の学習や生活の場であると同時に地域コミュニティの場や、災害時の避難場所としての側面も有しているため、適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意形成を図られたい。

また、本市においては現在の小学校区の単位が地域コミュニティの基礎となってきた歴史的な背景がある中で、今後進めていく小中一貫校による中学校区単位での適正化は、コミュニティ・スクールや地域づくりの在り方にも係わっていくことから、地域の中でしっかりと議論を進められるとともに、学校と地域が連携して、児童生徒や地域にとって魅力ある学校の将来ビジョンを描かれたい。

(2) 児童生徒の不安解消

通学区域の変更や学校の統合により、大きく変化する学習環境や生活環境などによる児童生徒の不安を解消するため、それまでの期間においては学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後のきめ細かなケアに努めるよう配慮されたい。

(3) 児童生徒の通学支援

通学区域の変更や、学校の統合により通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の負担が過度とならないよう、スクールバスや公共交通機関などの交通手段を活用し、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮されたい。併せて、学校・保護者・地域が連携して通学路の安全対策も強化されたい。

(4) 小規模校の課題への配慮

小規模校のまま現在の学校を維持していく間においては、少人数指導の充実や特色あるカリキュラムの提供、ICTを活用した他校との合同学習など、少規模のメリットを最大限に活かしながら、教育の充実を図られたい。

また、適正化の推進による学校統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、地域に身近な分校としての活用など、地域の実情に応じた様々な選択肢を併せて検討されるとともに、特認校就学制度※の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局、教育委員会が一体となって取り組まれたい。

（５）計画の見直し

児童生徒数の継続的な減少が見込まれる中、検討対象校以外の学校も含め、各学校の状況は年々変化していくことから、児童生徒数の推移、さらに我が国における学校教育の状況をも踏まえたうえで、計画策定後５年経過を目途に計画の見直しを検討されたい。

７ おわりに

教育委員会からの諮問を受け、本審議会では次の時代を担う宇部市の子どもたちにより良い教育環境を提供していくことを視点の柱として、議論を進めてきました。

議論を進めるにあたってはアンケート調査やワークショップの実施、また答申案についてパブリックコメントを実施するなど、保護者や市民の方々のご意見も踏まえ、ここに答申として取りまとめるに至りました。ご協力頂きました児童生徒、保護者、市民の皆さまに対しまして、心より感謝申し上げます。

学校は、子どもたちの学びの場であると同時に地域の拠点として幅広い役割を担っています。本答申で提言する小中一貫校による中学校区単位での適正化は、コミュニティ・スクールや地域づくりにも係わってくるものであり、学校再編により学校が現在の場所からなくなることに對する寂しさや不安はあるものと思います。

しかしながら、次の時代を担う宇部市の子どもたちにとってどのような環境が好ましいのかを考え、その環境を整えていくことが、我々大人の責任であると考えながら議論を進めて参りました。宇部市ならではの「共存同栄」の精神（こころ）を持って、個別の地域ではなく、宇部市としてどのように前に進んでいくかを、市民の皆さまにも考えていただきたいと切に願っています。

今後、計画を策定されるにあたり、教育委員会におかれましては、保護者や地域住民の方々に丁寧かつ十分な説明に努められ、理解と協力のもと、行政と市民が一体となって、より良い教育環境を整備されることを期待しています。

※特認校就学制度

自然や小規模校の良さを生かした特色ある学校運営をしている学校を特認校に認定し、特認校で学びたいという希望により、就学校を変更できる制度。

資 料 編

写

宇 教 総 第 10 号
令和4年(2022年)4月28日

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会会長様

宇部市教育委員会
教育長 野 口 政 吾

宇部市立小中学校適正規模・適正配置について（諮問）

下記のことについて、宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例第2条の規定により諮問します。

記

1 諮問事項

宇部市立小中学校の適正規模・適正配置について

2 諮問理由

児童生徒数が年々減少し、教育環境が大きく変化しつつある中、宇部市の子ども達に最適な教育環境を持続的に提供するため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定するにあたり、次の2点について、調査検討していただくよう諮問するものです。

3 審議事項

- (1) 最適な教育環境として将来あるべき学校の姿と、その実現のために必要な適正規模など、今後の方向性について
- (2) 将来あるべき学校の姿を実現するための方向性を踏まえた、学区変更など適正配置の具体的な取組案について

任期：令和4年4月15日～令和6年3月31日

区分	推薦母体・公職等	氏 名
学識経験者	山口大学教育学部 学部長	鷹岡 亮
	山口大学大学院 教育学研究科教授	松田 靖
	宇部フロンティア大学 短期大学部教授	伊藤 一統
小中学校の教職員	宇部市立常盤中学校校長	松岡 千鶴
	宇部市立東岐波小学校校長	小野 晃子 (令和5年3月31日辞任)
	宇部市立藤山小学校校長	富田 紀子 (令和5年4月1日就任)
小中学校児童生徒 の保護者代表	市 P T A 連 合 会	松尾 淳一
		松田 昌枝 (令和4年5月24日辞任)
		才木 祥子 (令和4年5月25日就任)
地域代表	市コミュニティ推進地区 連絡協議会	上原 久幸
	市自治会連合会	井上 博己
公募委員	未就学児の保護者	井上 政志
		福永 久美子

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会審議経過

	開催月	内容
第 1 回	令和4年4月28日	・ 委嘱状の交付 ・ 諮問 (1) 小中学校適正規模・適正配置計画の策定について (2) 小中学校の現状について
第 2 回	令和4年5月30日	(1) 追加資料について (2) 学校のあるべき姿と実現に向けた取組について (3) アンケート（案）について
第 3 回	令和4年7月29日	(1) 学校のあるべき姿と実現に向けた適正規模等について (2) ワークショップ（案）について
第 4 回	令和4年10月28日	(1) アンケートとワークショップ開催結果について (2) 学校のあるべき姿と実現に向けた取組について
第 5 回	令和4年11月21日	(1) 追加資料について (2) 学校のあるべき姿の実現に向けた具体的な取組について
第 6 回	令和5年1月10日	(1) 中間答申案について
第 7 回	令和5年4月24日	(1) 中学校の学区変更（案）について ・ 桃山中・藤山中ブロック ・ 厚南中・厚東川中ブロック
第 8 回	令和5年5月22日	(1) 琴芝・恩田地域の選択区域と再編候補区域について (2) 中学校の区域変更（案）と適正化モデルについて ・ 西岐波中・常盤中ブロック ・ 神原中・上宇部中ブロック ・ 常盤中・（仮）見初中・上宇部中ブロック
第 9 回	令和5年6月27日	(1) 追加資料（資料 1）の説明について (2) 中学校の区域変更（案）と適正化について
第 10 回	令和5年7月26日	(1) 小規模校と大規模校のメリット・デメリットについて (2) 北部地域の小中学校の適正化について
第 11 回	令和5年9月11日	(1) 答申案について
第 12 回	令和5年12月12日	(1) 市民意見結果と答申案について

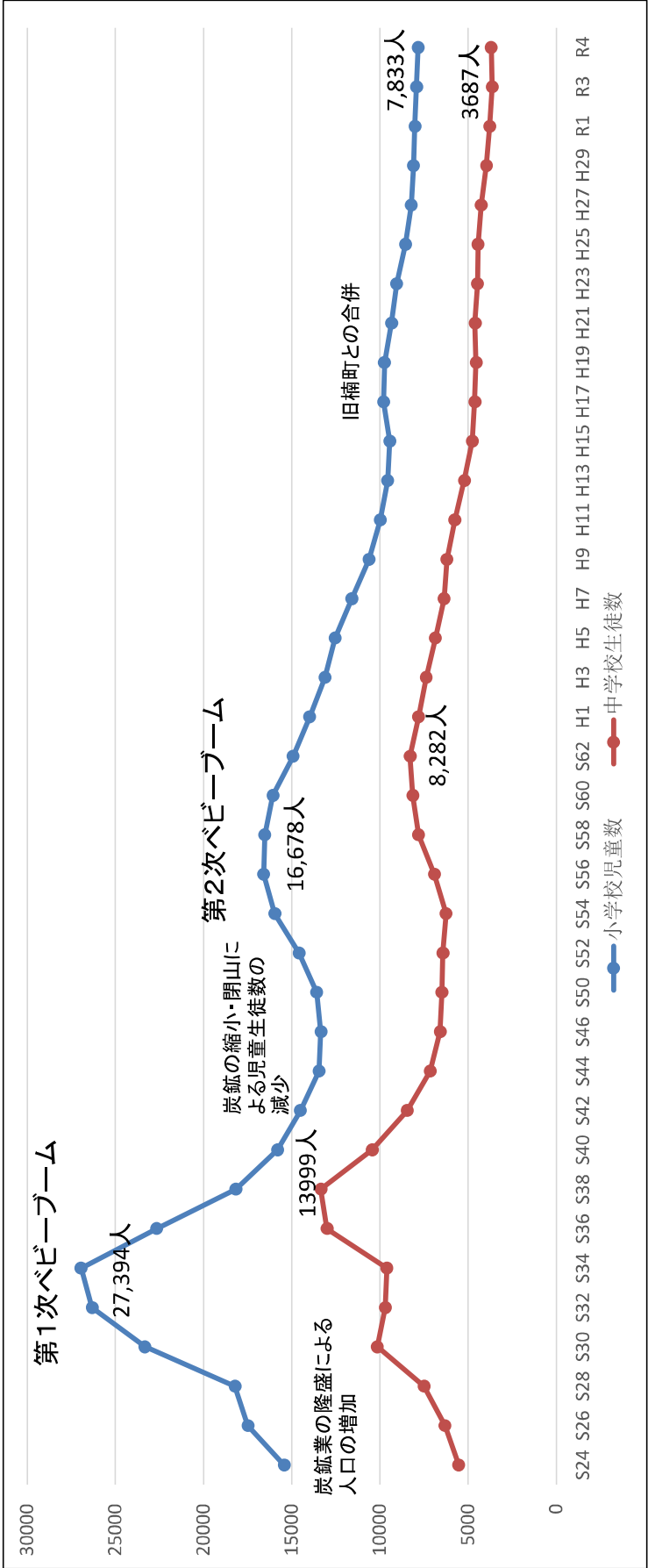
令和5年度の学級数と児童生徒数

資料 4

小学校名（児童数）					校数	学級数	校数	中学校名（生徒数）				
複式学級		小野 (21)	二俣瀬 (21)		2	3	2	厚東川 (54)	楠 (86)	1学級/学年		
複式学級と単式学級		万倉 (32)	吉部 (24)		2	4	0	1～2学級/学年				
単式学級				0	5	0						
岬 (157)	船木 (124)	鵜ノ島 (112)	見初 (96)	厚東 (69)	5	6	1	神原 (179)				
1～2学級/学年					0	7	0	2～3学級/学年				
					0	8	1				川上 (226)	
					0	9	2	藤山 (303)	桃山 (313)			
					0	10	1	東岐波 (298)	3～4学級/学年			
	西宇部 (253)	小羽山 (282)	2	11	0							
	神原 (316)	琴芝 (287)	原 (270)	3	12	1	厚南 (405)					
2～3学級/学年						川上 (402)	1	13	2	上宇部 (422)	西岐波 (451)	
							0	14	2	常盤 (490)	黒石 (439)	
							0	15	0	4～5学級/学年		
						常盤 (442)	新川 (458)	2	16			
3～4学級/学年							0	17	0			
						東岐波 (535)	藤山 (519)	2	18	0		
						厚南 (585)		1	19	0		
						上宇部 (598)		1	20	0		
						西岐波 (643)	1	21	0			
						黒石 (684)	1	22	0			
							0	23	0			
						恩田 (745)	1	24	0			

※令和5年度においては、小学校は1学級35人まで、中学校は1学級38人までとなっている。

市立小中学校の変遷と児童生徒数の推移



西岐波・恩田
上宇部・岬
神原・新川
鶴ノ島・藤山
厚南・原

小学校数

西岐波・上宇部
(現常盤)
神原・新川
鶴ノ島・藤山
厚南

中学校数

S22 10校	S25 11校	S29 16校	S33 17校	S37 10校	S44 16校	S53 17校	S56 19校	H元 20校	H6 21校	H16 24校	
見初小	沖の山小	常盤小	小羽山小	西宇部小	黒石小	川上小	黒石小	船木小 万倉小 吉部小			
	東岐波小	厚東小	二俣瀬小	小野小	沖の山小 (廃校)						
S22 7校	S24 6校	S29 10校	S33 9校	S37 10校		H2 11校	H3 12校	H16 13校	H28 12校		
新川中	東岐波中	二俣瀬中	上宇部中	二俣瀬中 (廃校)	黒石中	川上中	黒石中	楠中		小野中 (廃校)	厚東川中
鶴ノ島中	二俣瀬中	厚東中									
桃山中	小野中										

■小学校

選択校(指定校)		29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	合計
西岐波小(川上小) (川上12)	選択者数	0	0	0	0	0	0	0
	対象者数	6	11	12	8	5	12	54
	選択割合(%)	0	0	0	0	0	0	0
恩田小(琴芝小) (琴芝1,1-5,1-10)	選択者数	7	11	9	14	10	15	66
	対象者数	14	16	13	15	14	16	88
	選択割合(%)	50.0	68.8	69.2	93.3	71.4	93.8	75.0
岬小(恩田小) (恩田7-1,7-2,7-3)	選択者数	2	0	0	0	1	0	2
	対象者数	5	2	2	4	2	2	17
	選択割合(%)	40.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	11.8
神原小(琴芝小) (琴芝3,3-11,4,4-2,15,40,40-1)	選択者数	7	13	10	16	11	10	67
	対象者数	14	20	17	20	17	12	100
	選択割合(%)	50.0	65.0	58.8	80.0	64.7	83.3	67.0
神原小(恩田小) (恩田27-4)	選択者数	2	1	2	3	1	0	9
	対象者数	4	3	5	4	1	2	19
	選択割合(%)	50.0	33.3	40.0	75.0	100.0	0.0	47.4
新川小(鵜ノ島小) (鵜の島14-1,14-2,57-1,57-1-1,57-2,57-3,57-4)	選択者数	2	3	0	1	2	2	10
	対象者数	6	7	7	4	5	2	31
	選択割合(%)	33.3	42.9	0.0	25.0	40.0	100.0	32.3
常盤小(琴芝小) (琴芝1,1-5,1-10)	選択者数	1	1	2	1	1	1	4
	対象者数	14	16	13	15	14	16	88
	選択割合(%)	7.1	6.3	15.4	6.7	7.1	6.3	4.5
小羽山小(新川小) (新川15-1)	選択者数	0	0	0	0	1	0	1
	対象者数	7	2	2	11	3	5	30
	選択割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	3.3
小羽山小(藤山小) (藤山27)	選択者数	0	0	0	0	0	0	0
	対象者数	0	0	0	0	0	0	0
	選択割合(%)	0	0	0	0	0	0	0
船木小(万倉小) (宗方、黒五郎)	選択者数	0	1	0	0	0	0	1
	対象者数	0	1	2	0	1	0	4
	選択割合(%)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0

■中学校

選択校(指定校)					2年度	3年度	4年度	合計
藤山中(桃山中) (鵜の島14-1,14-2,57-1,57-1-1,57-2,57-3,57-4)	選択者数				10	4	3	17
	対象者数				13	6	5	24
	選択割合(%)				76.9	66.7	60.0	70.8

施設の状況（令和４年度）

資料 7

小学校名（建築年）				経過年数	中学校名（建築年）		
			藤山① (S35~39)	築 62 年 ゝ 築 57 年			
		神原 (S38~42)	鶴ノ島 (S38~41)		桃山① (S36~40)	厚南① (S36~38)	
恩田① (S41~43)	新川① (S43. 44)	原① (S43)					
			藤山② (S49. 53. 55)	築 56 年 ゝ 築 47 年	常盤① (S44. 45)		
					西岐波① (S47~49)	東岐波① (S48. 50)	
上宇部① (S51~54)	常盤 (S52. 53. 55)	原② (S53)	東岐波① (S52)	築 46 年 ゝ 築 37 年	楠 (S53)	藤山① (S53)	厚南② (S51. 57)
	小羽山 (S55~59)	西宇部① (S55~56)	厚東 (S54)		西岐波② (S54)		
恩田② (S59. 60)	見初 (S57・58)	上宇部② (S58~59)	万倉 (S57)		常盤② (S58. 59)	東岐波② (S57)	
		東岐波② (S60~62)	吉部 (S59)	築 36 年 ゝ 築 27 年	藤山② (S61. 62)		
		川上① (S63~H元)	船木 (S63)				
		西宇部② (H元)	琴芝 (H4~7)		東岐波③ (H4)	神原 (H5. 7. 8)	桃山② (H3. 4)
				黒石 (H3)	川上 (H元. 2)		
厚南 (H10~12)	黒石 (H6)	二俣瀬 (H10~11)	小野 (H9)	築 26 年 ゝ 築 17 年			
					上宇部 (H14~17)		
		川上② (H17)	西岐波 (H18~20)	築 16 年 ゝ 築 7 年			
			新川② (H27)		厚東川 (H23. 24)		
			岬 (H30)	築 6 年 ゝ			

1 実施期間 令和4年6月24日（金）～7月10日（日）

2 実施方法 Webによるアンケート

3 対象者 小中学校児童生徒及び未就学児の保護者
学校運営協議会委員（教職員・保護者除く）

小学校5年生及び中学校2年生

うべ未来モニター登録者

4 回答率

■一般（小中学生及び未就学児の保護者、学校運営協議会委員）

回答者数 2,761人(配付数13,117)

回答率 21.0%

（同一世帯が2割から3割程度あることを勘案すると26%～30%）

■うべ未来モニター

回答者数 401件（登録者数868人）

回答率 46.2%

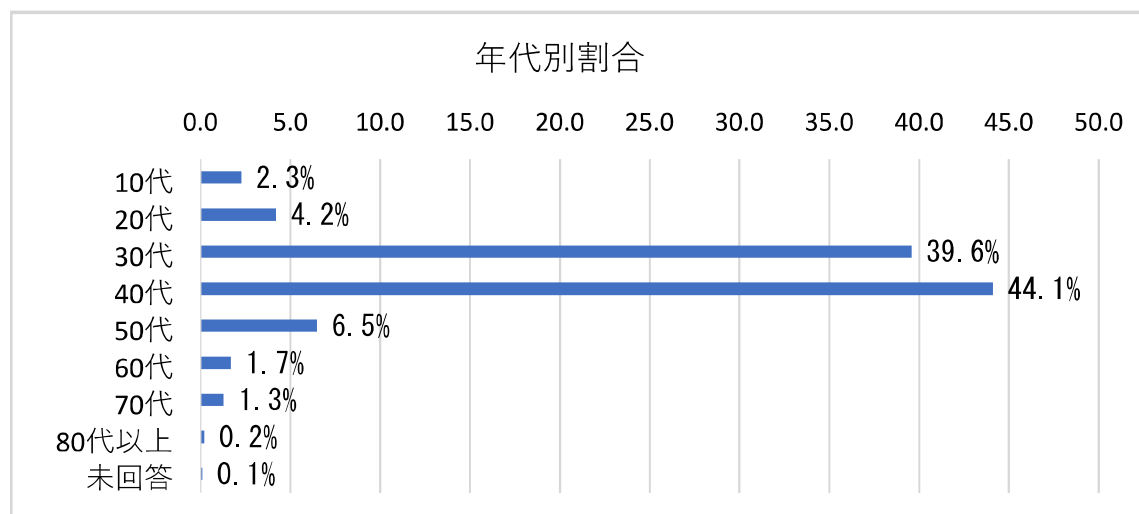
■児童生徒（小学5年生及び中学2年生）

電子申請1,898件（配付数2,523）

回答率 75.2%

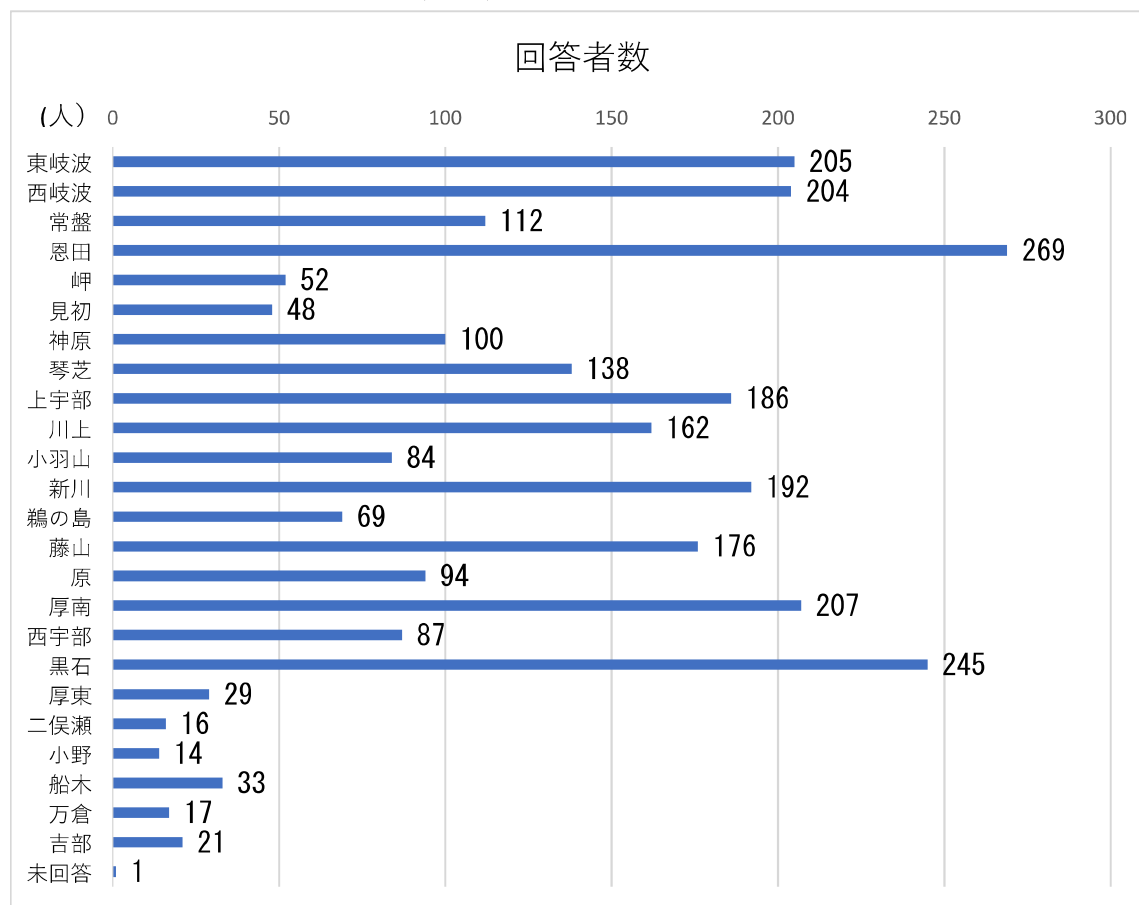
■一般回答（小中学生及び未就学児の保護者、学校運営協議会委員）の集計結果

問１ あなたの年齢区分をお答えください。

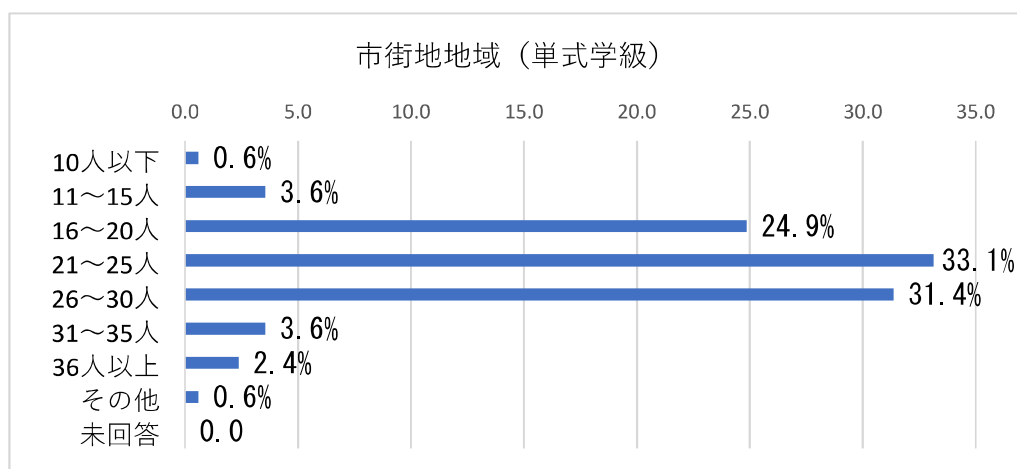
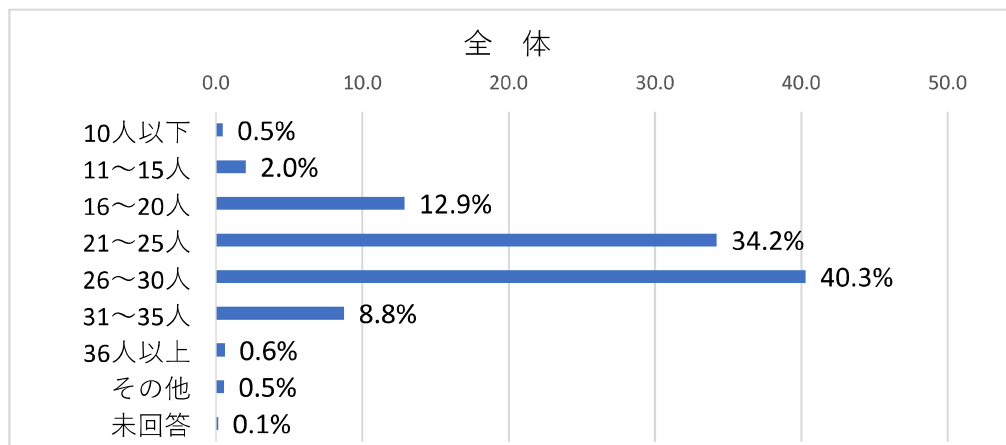


年代別割合では、40代が44.1%、30代が39.6%で30代、40代合わせると83.7%となっている。

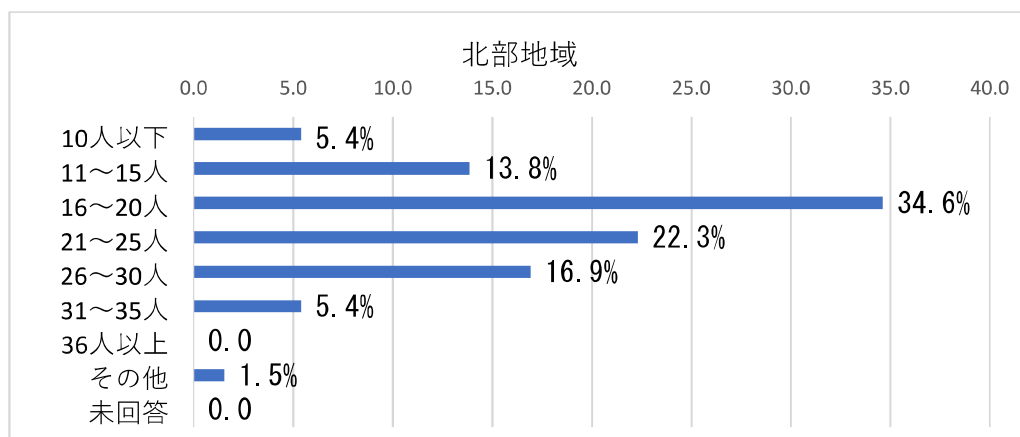
問２ あなたの居住する地区（校区）をお答えください。



問3 あなたは、小学校1学級の児童数としては、何人くらいが望ましいと思いますか。



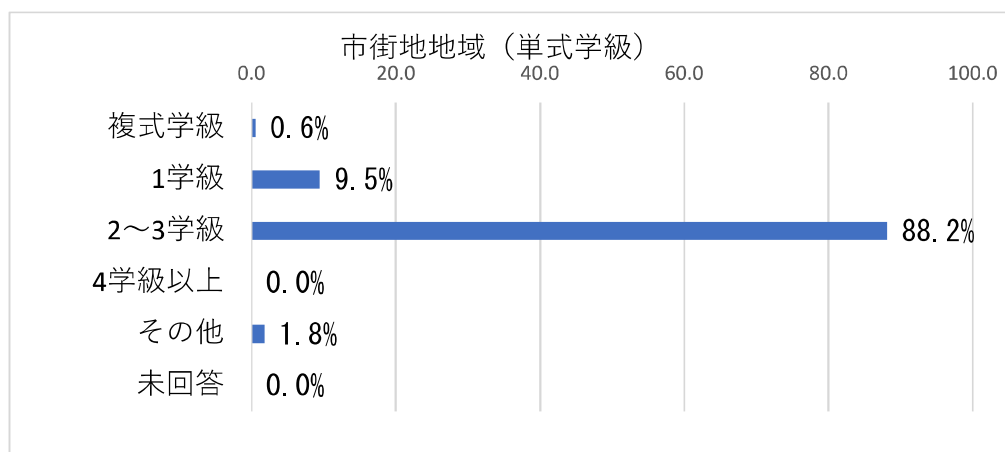
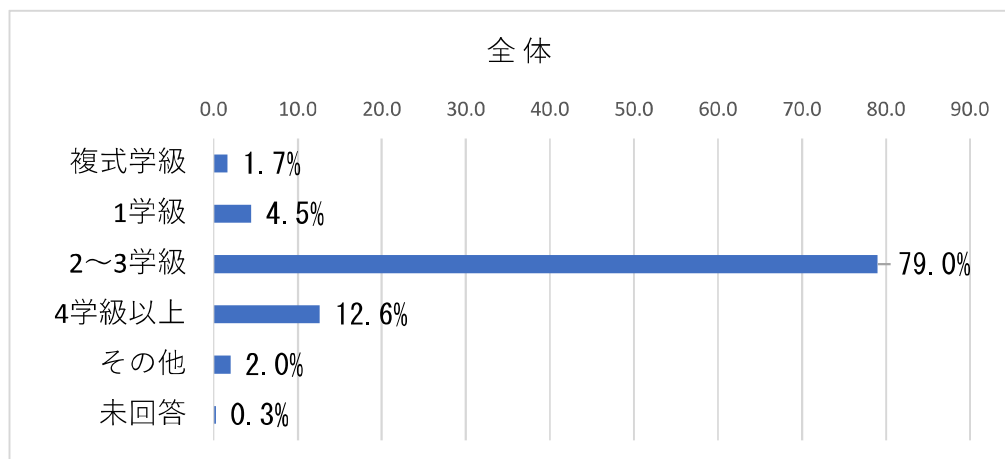
※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島



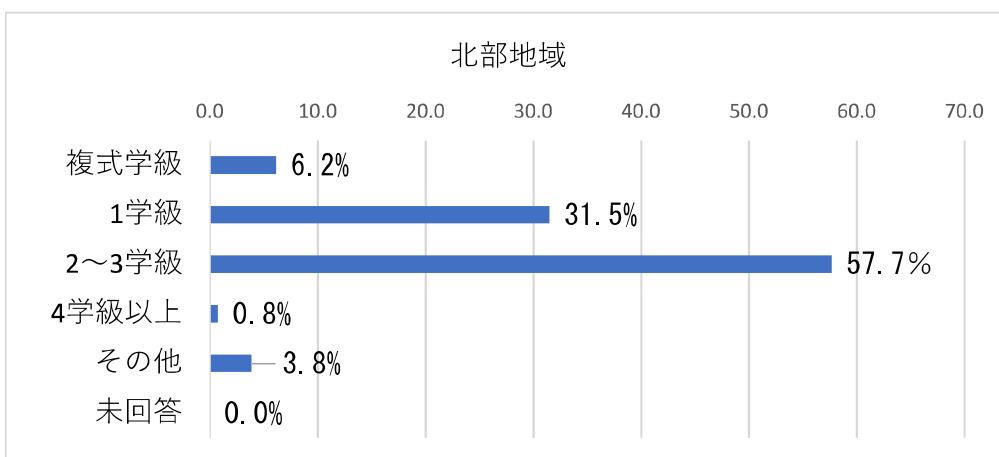
※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

小学校1学級の児童数として全体では、26~30人が40.3%と最も多く、次に21~25人の34.2%となり、単式学級の学校のある市街地地域では21~25人、26~30人が30%程度の割合であり、北部地域では16~20人が34.6%となっている。

問4 小学校の1学年の学級の構成としてはどれくらいが適切だと思いますか。



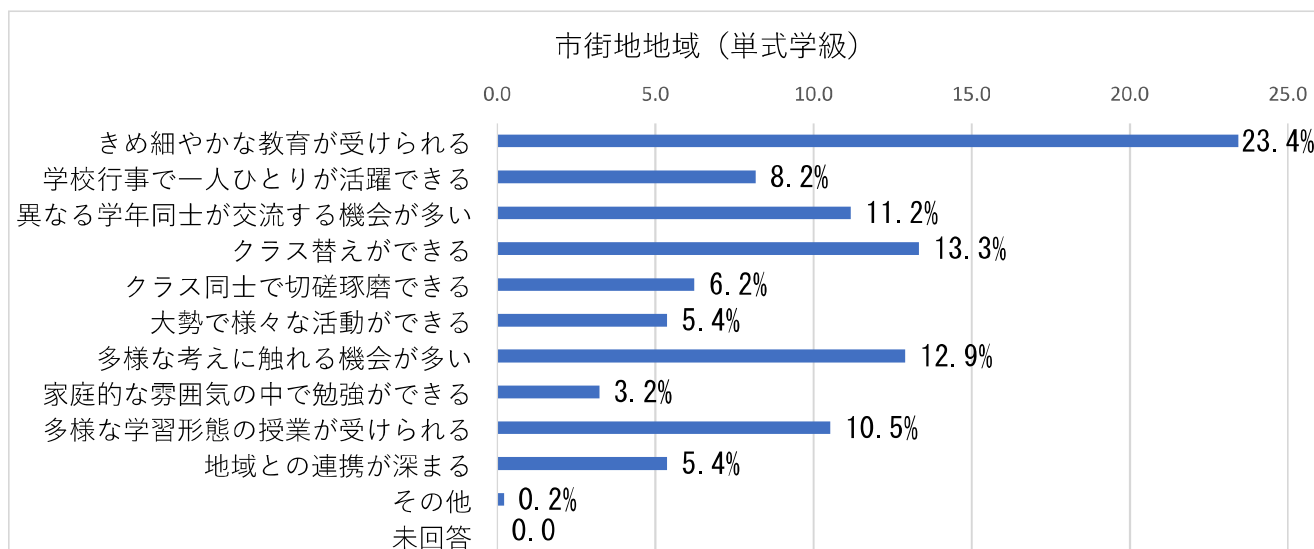
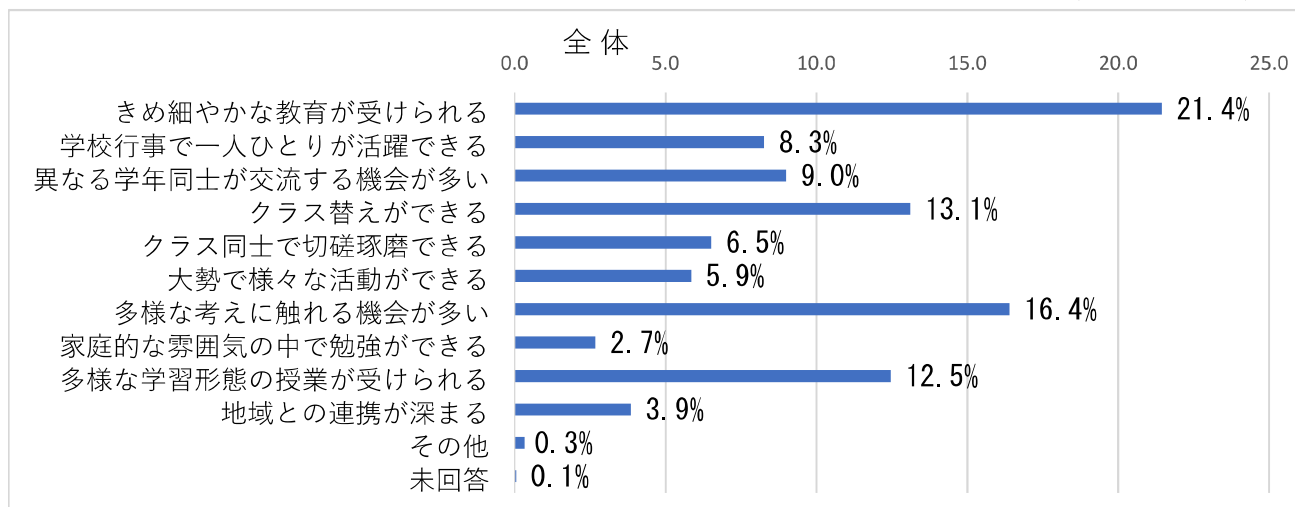
※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島



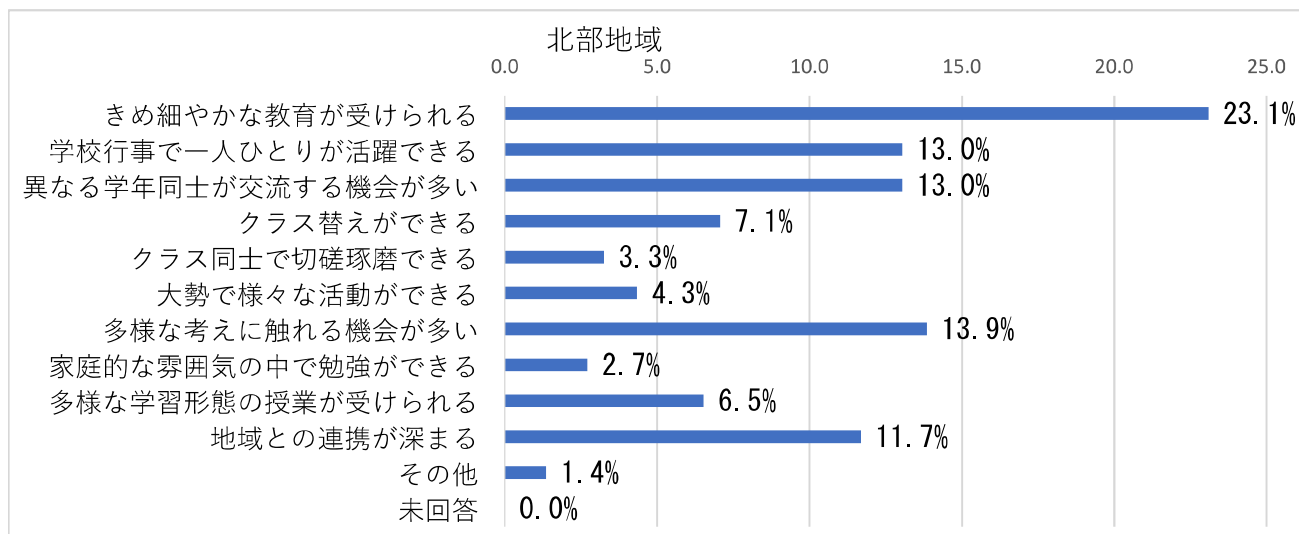
※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

小学校の1学年の学級構成としては、全体では2～3学級が79%と最も多く、単式学級の学校のある市街地地域では、その割合が更に高く88.2%。北部地域では57.7%となり、全体や小規模校のある地域いずれにおいても2～3学級の割合が高い結果となっている。

問5 小学校の規模を考えるうえで、あなたが大切だと思う点をお答えください(3つ以内に○)



※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島

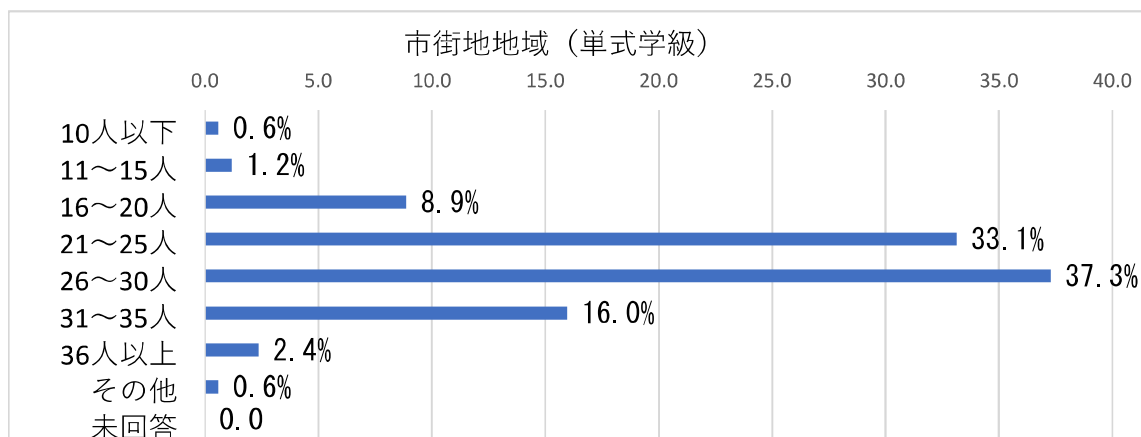
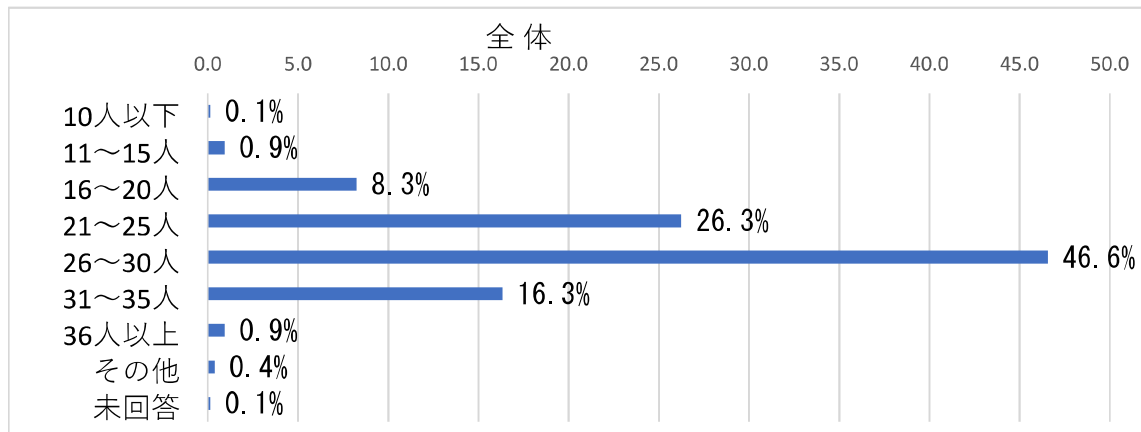


※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

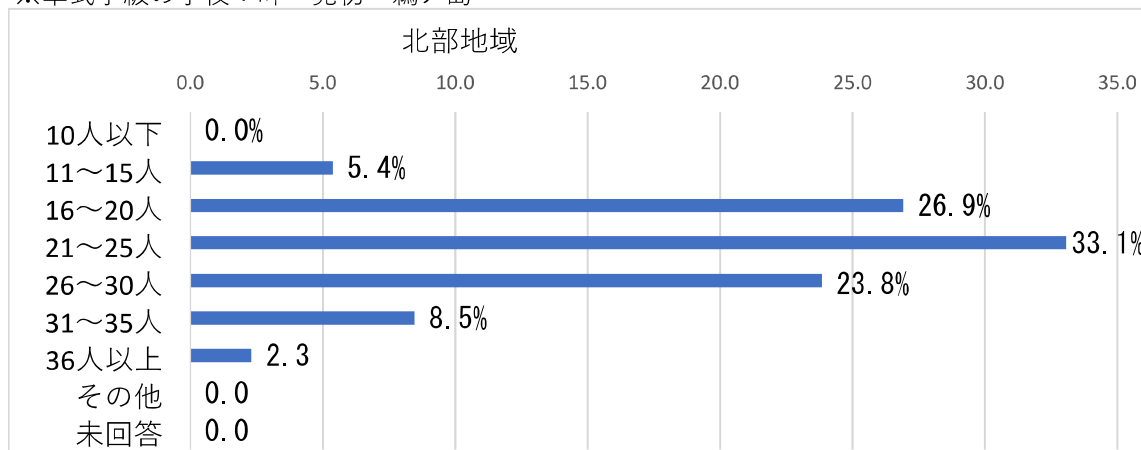
小学校の規模を考えるうえで大切と思う点について、全体では「きめ細やかな教育が受けられる」

「多様な考えに触れる機会が多い」「クラス替えができる」の順に高い割合を示している。「きめ細やかな授業が受けられる」については、小規模校のある地域においても同様に一番割合が高く、単式学級の学校のある市街地地域では続いて「クラス替えができる」「多様な考えに触れる機会が多い」が同程度の割合が見られる。また北部地域では続いて「多様な考えに触れる機会が多い」「学校行事で一人ひとりが活躍できる」「異なる学年同士が交流する機会が多い」が同程度の割合が見られる。

問6 あなたは、中学校の1学級の生徒数としては、何人くらいが望ましいと思いますか。



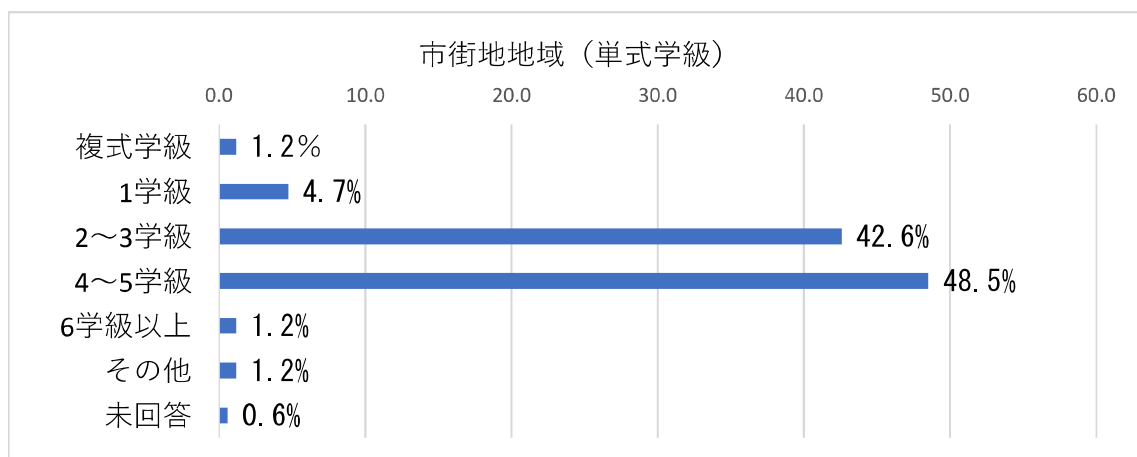
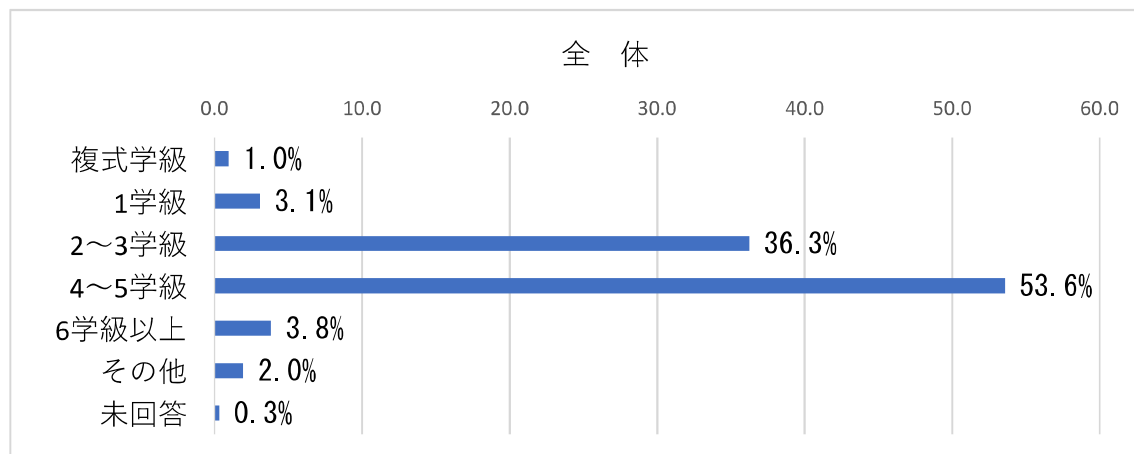
※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島



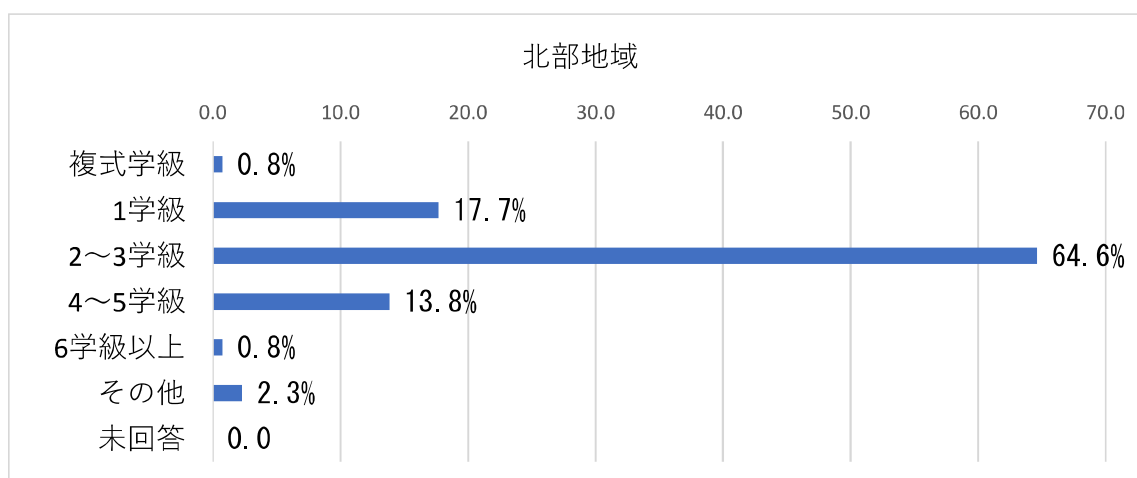
※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

中学校 1 学級の生徒数として全体では、26～30人が46.6%と最も多く、単式学級の学校のある市街地地域では、21～25人、26～30人が 33～37%程度の割合であり、北部地域では21～25人が33.1%となっている。

問 7 中学校の 1 学年の学級の構成としては、どれくらいが適切だと思いますか。



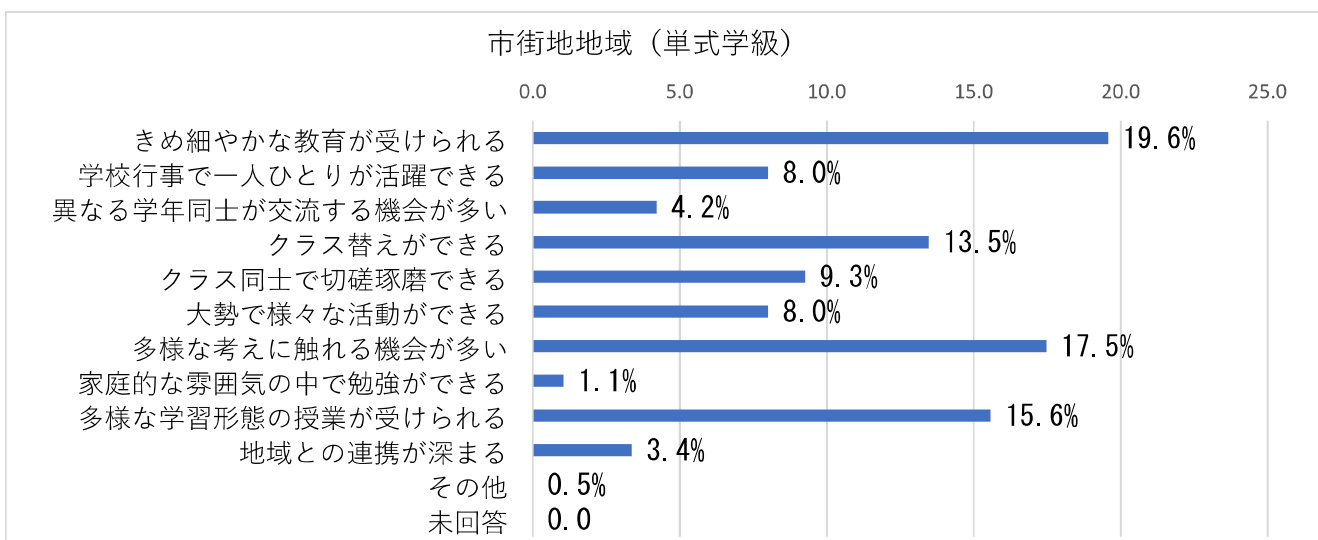
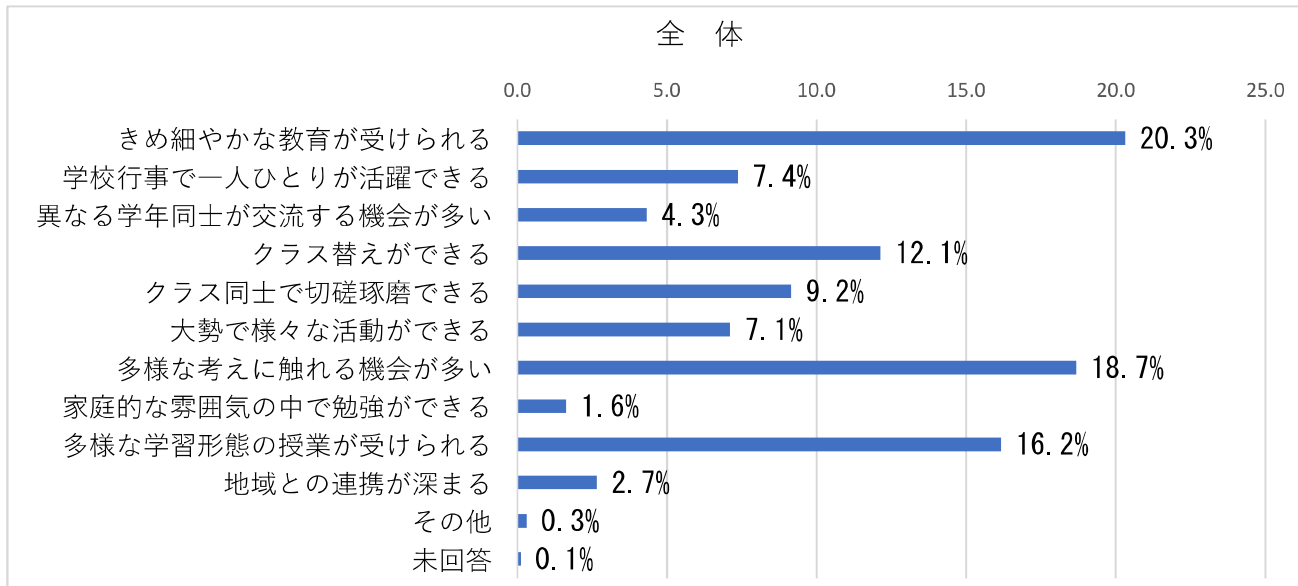
※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島



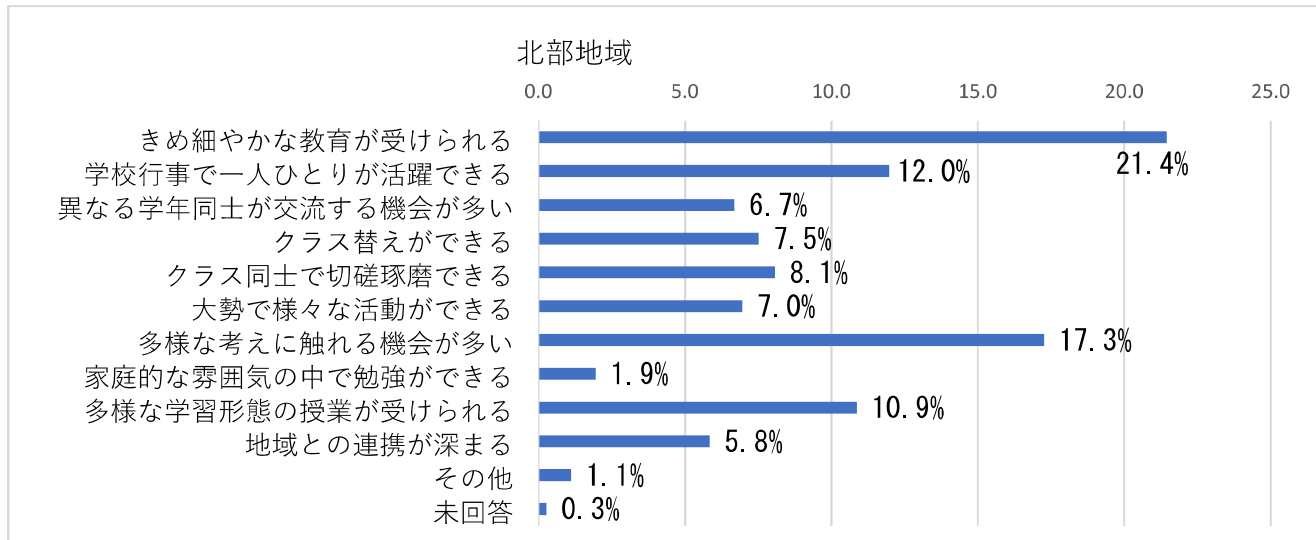
※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

中学校の1学年の学級構成としては、全体では4～5学級が53.6%と最も多く、続いて2～3学級が36.3%、単式学級の学校のある市街地地域では4～5学級と2～3学級の割合の差が少なく、北部地域では2～3学級が64.6%となり、全体や小規模校のある地域で若干差がみられるものの、4～5または2～3学級が適切な割合が高くなっている。

問8 中学校の規模を考えるうえで、あなたが大切だと思う点をお答えください(3つ以内に○)



※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島

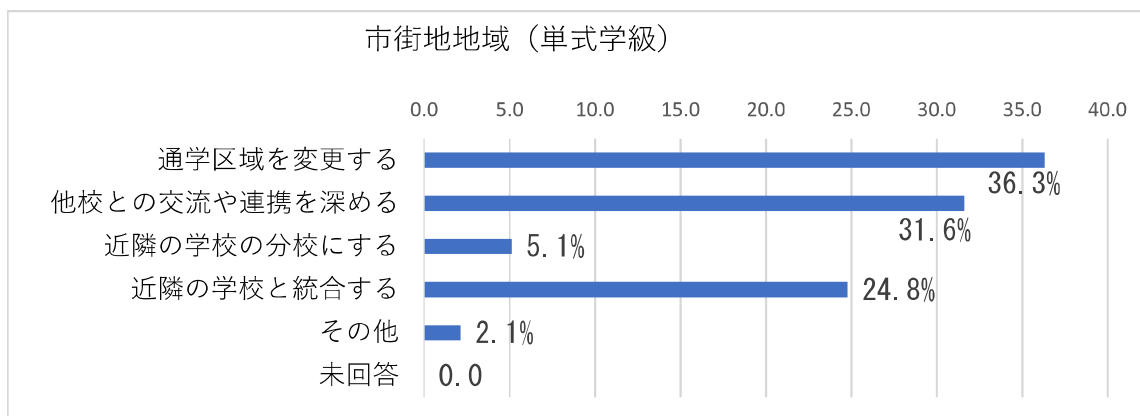
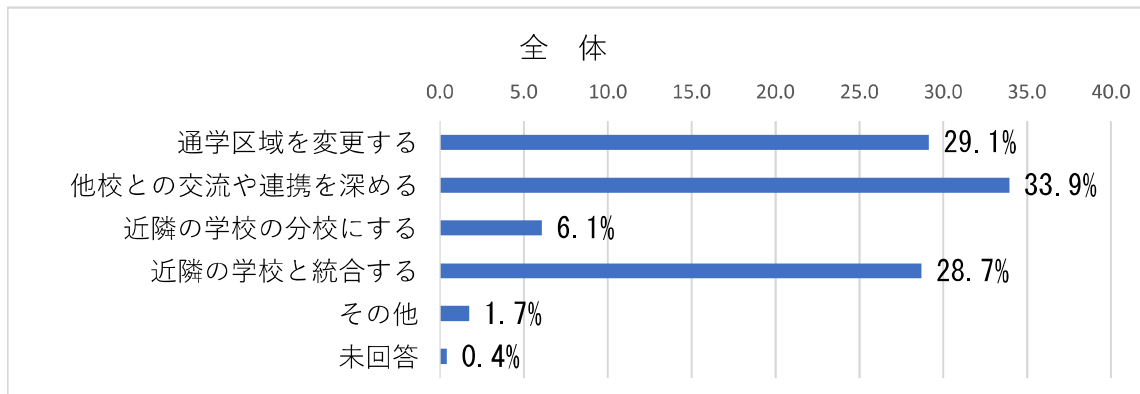


※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

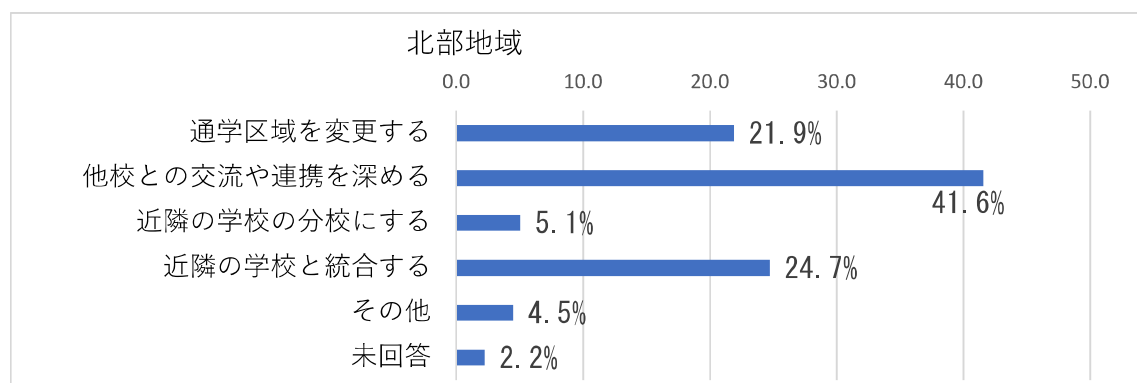
中学校の規模を考えるうえで大切と思う点について、全体においても小規模校のある地域別においても「きめ細やかな教育が受けられる」「多様な考えに触れる機会が多い」の順に高い割合を示しており、全体と単式学級のある市街地地域では続いて「多様な学習形態の授業が受けられる」が高い割合となっている。また、北部地域においては続いて「学校行事で一人ひとりが活躍できる」「多様な学習形態の授業が受けられる」が同程度の割合となっている。

問9 児童生徒数が少ない小規模校の対応として、どの方法が適当だと考えますか。

(2つ以内に○)



※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島

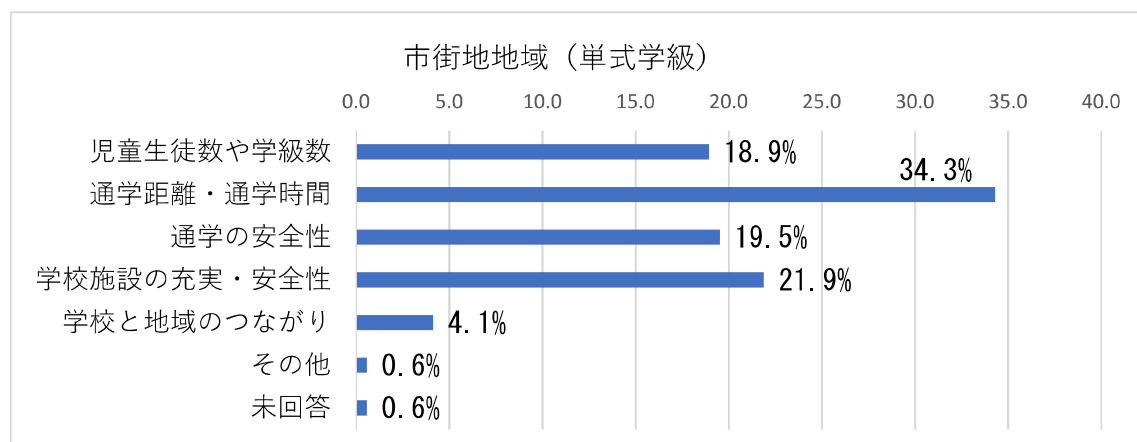
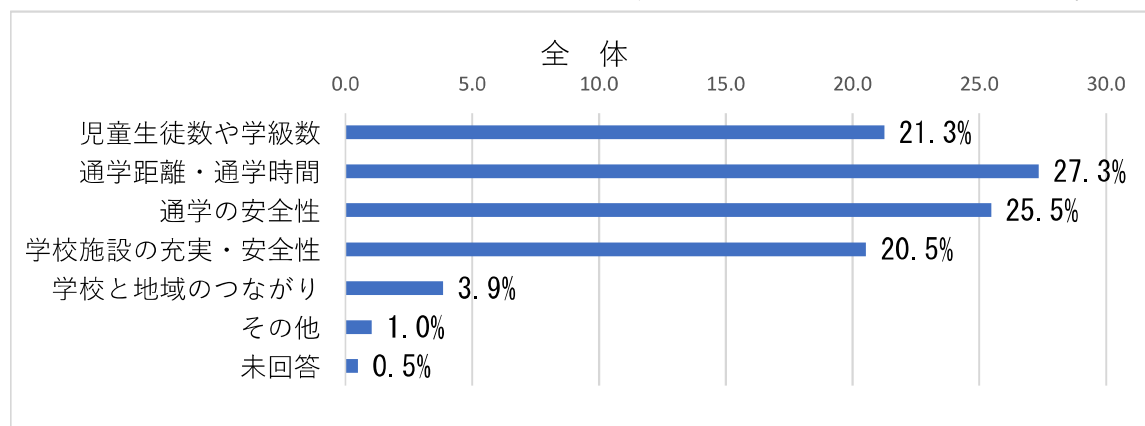


※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

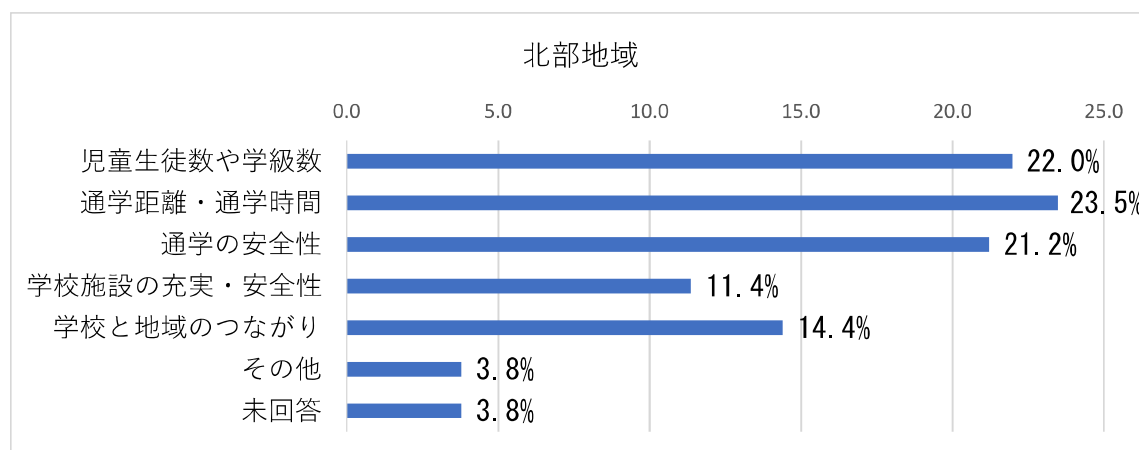
小規模校の対応として、全体では「他校との交流や連携を深める」「通学区域を変更する」

「近隣の学校と統合する」の割合が30%前後となっている。単式学級の学校のある市街地地域においては、「通学区域を変更する」の割合が高く36.3%となっている。また、北部地域においては、「他校との交流や連携を深める」の割合が41.6%と高くなっている。

問10 小学校の配置の見直しを進めるうえで、特に重視すべき点は何ですか。



※単式学級の学校：岬・見初・鵜ノ島



※北部地域：厚東・二俣瀬・小野・船木・万倉・吉部

小学校の配置の見直しを進めるうえで、特に重視すべき点として全体では、「通学距離・通学時間」

「通学の安全性」「児童生徒数や学級数」の順となっている。小規模校のある地域においても「通学距離・通学時間」の割合が一番高いが、単式学級のある市街地地域では、続いて「学校施設の充実・安全性」の割合が高くなっている。また、北部地域では、「通学距離・通学時間」「児童生徒数や学級数」「通学の安全性」が同程度の割合となっている。

市民ワークショップで出された意見
(午前の部)

◆ 1 班

- ・ 近隣の学校との交流を増やす。
- ・ 学校の名称を一律にする。(一体感の醸成)
- ・ スクールバスの充実。バス通学を認める。
- ・ クラス編成は、先生の目の行き届く人数に。

◆ 2 班

- ・ 自由な学校の選択ができるとうい。
- 小規模の学校の子どもたちが大きな学校にも行ける。また、その逆など。
- そのための支援策を考えていく(就学する間の住居のレンタルなど)
- 学校は各校の魅力を発信していくことで好循環となるとよい。

◆ 3 班

- ・ 将来的には校区の見直しが必要になる。
- ・ 宇部市内を3つに分けて大きな学校にしよううまく回していく。
- 登校する日としない日を決めて、登校しない日はタブレットを利用しリモートで授業を受けるなど。
- ・ 先生のレベルを上げる。教育のレベルを上げるため先生を育てる。

◆ 4 班

- ・ 校区の変更や統廃合必要。
- ・ 先生の数が少ない。新任の先生に学童の体験をしてもらうなどもするとよい。
- ・ 学校・保護者・地域が繋がる仕組みづくりが必要

◆ 5 班

- ・ 教育予算をたくさん取る。先生方の人数増やす。
- ・ 子どもの発達面から人数を考える。先進国は25人から20人にしようとしている(目が行き届く)
- ・ 先生の労働環境の改善(部活顧問・事務仕事など)
- ・ 施設(体育館やプールなど)何校かで共有。
- ・ 通学の距離など勘案し、地域を再編成する。
- ・ 学校を自由選択制にする。
- ・ 教育目標達成のためには、地域・PTAの努力も必要

◆ 6 班

- ・ 小規模校ほど地域と学校の結びつきが強い。
- ・ 違う学校に通ってみる(大規模校・小規模校の良い面・悪い面の体験)。

キーワード(まとめの中で共通したワード)

- ・ 学校間の交流(ICTの活用)
- ・ 地域との連携
- ・ 学校統合・地域の再編
- ・ 自由選択制
- ・ 専門家の活用(専門職・地域人)
- ・ スクールバスの充実(公共交通)

◆7班

- ・先生が10人に1人いると充実するのでは。
- ・1学年1クラスだと入れ替わりない→統合して2、3クラスになるとよい。
- ・タブレットの活用(保護者との書類のやり取り多すぎる。→先生の働き方改革)

◆8班

- ・国際化に対応必要。
- ・地域と保護者は協力したいと待っているが、学校の運営は先生中心
- ・先生の労働環境の改善→新しいことやれない(先生に要望出しにくい)

◆9班

- ・先生方の負担が多い。
- ・1クラスは20人くらいが望ましい。
- ・様々な学びの場、個人に合わせた教育ができるとよい。

(午後の部)

◆1班

- ・学校に行かなくても、授業を受けられるようにする。
- ・少人数学級の良さ。

◆2班

- ・学校と地域の連携(体験授業を増やす)
- ・他校とのふれあい必要(他校を知ることは子どもたちにとって刺激になる)
- ・リモート授業の促進
- ・学校の自由選択制(特色ある校風の促進)

◆3班

- ・学校で楽しく学ぶためには授業の多様性必要→専門職員の配置
- ・他校との交流。ICTの活用
- ・地域人材の活用(もっと学校に取り込む)
- ・教育面・財政面からも、学校再編は必要
- ・小学校を核としたコミュニティから、中学校を中心としたコミュニティに変えていく(下関・周南など他市では進んでいる)
- ・義務教育学校制度の導入
- ・学校規模としては、文科省の示している学校の規模が必要。その中で少人数学級の推進

◆4班

- ・適正規模を生み出す。そのためには、未来の宇部市の教育をどう考えているのか、市長・教育長の考えを聞きたい→強いリーダーシップ必要
- ・先生の数が不足している(労働環境の改善)→統廃合必要

- ・社会性はぐくむ教育が必要（税金・社会保障・少子化の恐ろしさなど）→地域に残りたいと考える子どもたちを育てる。
- ・専門の先生の活用（情報教育など）
- ・地域での教育の推進→コミスクの見直し、修正必要

◆5班

- ・規模の適正化。自由度のアップ→宇部市を東西南北で4校にする。統廃合の推進
- ・その代わりに教育環境を整える。スクーリング制の導入。ICTの活用。
- ・毎日学校に行かなくてもよい→外に出て体験活動を増やす。
- ・専門職の活用→学習は効率的にやりながら、地域とのかかわり増やす。地域の中で育てる。
- ・学校に行きやすい環境の整備→スクールバスや、公共交通の充実。

◆6班

- ・他校の授業を受けられるようにする。大規模↔小規模
- ・学校の中に子どもの特性に合った居場所の提供。
- ・統廃合を進めるうえでスクールバスなど、送迎システムの充実。
- ・子どもの夢の実現のため統廃合進めたうえで、部活を増やす、グローバル教育・ICT教育に力を入れる。
→外部講師による様々な授業展開

◆7班

- ・学校の先生の多忙化の解消→地域の力を借りる（地域人材の活用）
- ・近隣の学校間の情報の共有や授業を共同で行う。

◆8班

- ・小規模校では地域との交流盛ん。学校と地域のつながりもっと深める。
- ・ICT（タブレット）のさらなる活用が必要
- ・校区割を柔軟に。特認校制度の見直し→北部から市内へもあってもよい。
- ・そのためにはスクールバスの充実
- ・統廃合については、子どものためになっているのか、地域とともに考えていく必要がある。

中学生ワークショップで出された意見（適正規模等に関するもの）

- 他の学校と合同で集会や行事をやるとうい
- 交流を増やす（男女間、学年間、異学年、小中高）
- 規模が変わっても、学校同士や地域で協力して、いろんな人とのかかわりや意見を今まで以上に取り入れる。
- ズーム等（ＩＣＴ）を利用した他校との話し合いや授業の実施
- 小中一貫での学習を進める
- 小中合同の行事を作る
- 高校生に特別授業をしてもらう。
- オンラインで高校生から授業を受ける
- 定期的に地域の方と交流
- 学校の統合

令和10年度の学級数と児童生徒数予測

資料 9

小学校名（児童数）					校数	学級数	校数	中学校名（生徒数）									
複式学級		小野 (7)	万倉 (17)	二俣瀬 (15)	吉部 (12)	4	3	2	厚東川 (45)	楠 (87)	1学級/学年						
						0	4	0									
複式学級と単式学級					厚東 (46)	1	5	0									
単式学級	神原 (166)	岬 (113)	船木 (108)	鵜ノ島 (83)	見初 (71)	5	6	1	神原 (181)								
					西宇部 (208)	1	7	1	川上 (199)	2～3学級/学年							
1～2学級/学年						0	8	0									
						0	9	1	東岐波 (270)	3～4学級/学年							
						0	10	1	藤山 (306)								
						川上 (280)	小羽山 (230)	2	11			1	桃山 (349)				
					新川 (338)	原 (298)	2	12	0	4～5学級/学年							
2～3学級/学年						0	13	0									
						0	14	1	厚南 (441)								
										琴芝 (422)	1	15	2	上宇部 (456)	西岐波 (474)	5～6学級/学年	
		藤山 (439)	東岐波 (466)	常盤 (452)	3	16	1	黒石 (494)									
						0	17	0									
										西岐波 (502)	1	18	1	常盤 (548)			
											上宇部 (569)	厚南 (571)	2	19	0	6学級以上/学年	
3～4学級/学年						0	20	0									
										恩田 (626)	1	21	0				
												0	22	0			
				黒石 (704)	1							23	0				

※令和10年度の学級数・児童生徒数は令和4年4月の住民年基本台帳からの予測値（学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校ともに35人まで）であり、学校選択制及び私立中学校への就学は考慮していない。

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会答申《概要版》

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

◇審議会の基本的な考え方

近年の少子化の進行などにより、本市においても、児童生徒の継続的な減少が見込まれており、また、市街地地域における通学区域の偏りも課題となっています。そのような状況を受け、教育委員会から本審議会に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた具体的な方策等」について諮問があり、審議会では、次の時代を担う宇部市の子どもたちにより良い教育環境を提供していくことを視点の柱として議論を進めながら、答申としてまとめました。

詳細は、市WEBサイトでご覧いただけます。ウェブ番号 1015918

1 学校のあるべき姿

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校

【理想形】

児童生徒の社会性を育むことができる集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校

2 小中学校の現状と課題

■児童生徒数は昭和58年(1983年)に24,343人とピークを迎え、その後は減少が続き、令和5年(2023年)には、11,341人となっている。さらに、令和10年(2028年)には10,592人と減少傾向は続く見込み(減少率56%)

学校規模についても、令和5年(2023年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級、5校が全ての学年でクラス替えのできない単学級となり、全市的に小規模化が進行しており、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要がある。

■進学先の中学校が分かれる小学校では、地域の特色を活かした系統的な教育が難しい状況にあり、義務教育9年間を通してより一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要がある。

■市街地地域においては、学校選択制の利用者の増加により本来の就学校で大幅に入学者が減少している学校があり、適正な通学区域のもとで適正な学校規模を確保する取組を進めていく必要がある。

■多くの学校施設において老朽化が進んでおり、状況に応じて施設の更新を計画的に進めていく必要がある。



3 課題解決に向けた取組の方向性

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育をより一層推進していくため、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

児童生徒の通学の距離などの就学環境を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置の検討を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新時期を踏まえた、学校の統廃合の検討を進める。

4 学校規模・学校配置基準

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外 北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

■望ましい学校規模の基準

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

■望ましい学校配置の基準

	通学距離
小学校	概ね4Km以内
中学校	概ね6Km以内

5 配置の適正化に向けた具体的な取組

■計画期間 1期10年間

■適正化の進め方

①小中一貫教育の推進

一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直し、必要に応じ小学校の通学区域の見直しを行う。

②望ましい学校規模の確保

令和10年度の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たしていない学校を検討対象校とする。

《市街地地域の検討対象校》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鶯ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- ・検討対象校は、①により見直した中学校の通学区域により、適正配置を進めていくことし、半径4キロ以内に複数の学校が集中し、老朽化が進んでいる学校がある市街地地域の検討対象校から優先的に取り組む。
- ・北部地域の検討対象校については、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られているため、当面の間、現在の学校を維持していく。

③学校の施設整備

老朽化した校舎の建て替えに合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校の設置を目指す。

6 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校区域の再編

一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行う。（学校選択制が導入されており、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行う。）

■進学先が分かれる小学校の中学校区域の再編

常盤小学校（西岐波中学校・常盤中学校）→ 常盤小の児童は、全て西岐波中に進学するよう再編

琴芝小学校（常盤中学校・上宇部中学校）→ 琴芝小の児童は、神原中に進学するよう再編

鶯ノ島小学校（桃山中学校・藤山中学校）→ 鶯ノ島小の児童は、全て藤山中に進学するよう再編

(2) 規模等検討対象校の適正化

《市街地地域の適正化の方向性》

岬小学校を除く検討対象校は、中学校の通学区域の見直しを先行させ、その後、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校を設置し、新たな学校が新設された時点で統合を進めていく。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていく。

■検討対象校：鶯ノ島小学校

2小1中（藤山小、鶯ノ島小、藤山中）の施設一体型小中一貫校の設置に合わせた統合を行っていく。

■検討対象校：岬小学校

隣接する大規模校である、恩田小学校との区域変更により適正化を図っていく。

《北部地域の適正化の方向性》

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和10年度時点で5年先までの児童数を確認し、今後の児童数の推移が、1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していく。

7 学校再編を進めるにあたっての付帯意見

- (1)保護者や地域住民との合意形成と魅力ある学校づくり 保護者や地域住民との十分な合意形成が必要
- (2)児童生徒の不安解消 事前の児童生徒同士の交流機会の充実と、再編後のきめ細やかなケアへの配慮が必要
- (3)児童生徒の通学支援 スクールバスなどの活用による通学負担の軽減が必要
- (4)小規模校の課題への配慮 小規模校のメリットを活用した教育の充実と、児童生徒数を増やすための地域や市長部局、教育委員会が一体となった取組が必要
- (5)計画の見直し 計画策定後5年経過を目途に計画の見直しの検討

「宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の 改正について

本市は、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減する施策のひとつとして、性的マイノリティのパートナーを公的に認める宇部市パートナーシップ宣誓制度を県内で初めて令和3年9月から導入している。導入から2年半が経過し、令和5年6月にLGBT理解増進法が施行され、社会情勢が変化していく中で、当事者が利用しやすい制度となるよう、要綱を改正する。

1 改正の内容

- 1 宣誓要件である同居要件を見直し、いずれか一方が市内に住所を有していること、又は市内に転入を予定していることとする。

※受領証は、住所を有したことが確認できる書類の提出後に交付する。

- 2 パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と相互利用に関する協定を締結した場合に、継続使用の手続きを行うことで、それぞれの自治体で受領証等が継続して使用することができるようになる。

2 改正の理由

本制度導入から2年半が経過し、当初、同居を宣誓要件としていた自治体も同居要件を見直している等、同居を宣誓要件としていない自治体が多い状況にある。

また、山口県内においても、先般山口県が制度の導入を検討することを発表され、山口市は制度の導入を予定している。

令和5年6月にLGBT理解増進法「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、パートナーシップ宣誓制度導入自治体も令和5年5月末で328自治体と増加するなど、性の多様性に関する理解増進に向けた取組が一層高まりつつある。

3 改正の施行予定日

令和6年4月1日

宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇部市人権教育・啓発推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

（パートナーシップの宣誓要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に規定する成年であること。

（2）住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有し、かつ同居し、又は同居を予定していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が同居を予定していること。

ウ 双方が市内同一住所への転入を予定していること。

（3）双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

（4）民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。

（5）民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。

（6）民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓者は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するオンラインシステムを用いたウェブによる宣誓を希望する場合は、宣誓日の7日前までに宣誓書及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。また、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓者双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

（2）戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 宣誓者が、本市に転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。
- 3 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。
- 4 市長は、宣誓者に対し、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(通称の使用)

- 第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ）を使用することができる。
- 2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(受領証の交付)

- 第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証カード」という。）を宣誓者1人に対して1枚面前又は郵送により交付するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。
- 2 宣誓者が第4条第2項に該当する場合は、同条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証及び受領証カードを交付する。
 - 3 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証及び受領カードに記載するものとする。

(受領証及び受領証カードの再交付)

- 第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に再交付を申請することができる。
- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
 - 3 市長は、第1項の申請があった場合において、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

(受領証の変更)

- 第8条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、氏名（通称を含む。）又は住所、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシ

ップ宣誓書受領証等変更届（様式第5号）（以下「変更届」という。）を、市長に届けなければならない。

- 2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

（受領証の返還）

第9条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証及び受領書カードを添付し、市長に届けなければならない。

- （1）一方又は双方が市外に転出したとき。
- （2）一方又は双方が戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻をしたとき。
- （3）当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

（宣誓書の保存期間）

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇部市人権教育・啓発推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

（パートナーシップの宣誓要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に規定する成年であること。

（2）住所について次のいずれかに該当すること。

ア ~~双方が市内に住所を有し、かつ同居し、又は同居を予定していること。~~

イ ~~一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が同居を予定していること。~~

ウ ~~双方が市内同一住所への転入を予定していること。~~

いずれか一方が市内に住所を有していること、又は市内に転入を予定していること。

（3）双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

（4）民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。

（5）民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。

（6）民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓者は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するオンラインシステムを用いたウェブによる宣誓を希望する場合は、宣誓日の7日前までに宣誓書及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。また、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓者双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

（2）戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に

基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者が、本市に転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

4 市長は、宣誓者に対し、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（1）個人番号カード

（2）旅券

（3）運転免許証

（4）前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

（通称の使用）

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

（受領証の交付）

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証カード」という。）を宣誓者1人に対して1枚面前又は郵送により交付するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。

2 宣誓者が第4条第2項に該当する場合は、同条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証及び受領証カードを交付する。

3 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証及び受領カードに記載するものとする。

（受領証及び受領証カードの再交付）

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

（受領証の変更）

第 8 条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、氏名（通称を含む。）又は住所、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第 5 号）（以下「変更届」という。）を、市長に届け出なければならない。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

（受領証の返還）

第 9 条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 6 号）に受領証及び受領書カードを添付し、市長に届け出なければならない。

（1）一方又は双方が市外に転出したとき。（次条第 1 項の規定により継続して使用する場合を除く。）

（2）一方又は双方が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 74 条に規定する婚姻をしたとき。

（3）当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

（自治体間での相互利用）

第 10 条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第 7 号）を提出し、継続使用の手続きが行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から転入した者であって、当該自治体において受領証等の継続使用の手続を行ったものは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。

3 第 1 項の規定により継続して受領証を使用している者は、前条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体へ転出した場合には、当該受領証を返還するものとする。

（宣誓書の保存期間）

第 11 条 市長は、宣誓書を 10 年間保存するものとする。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

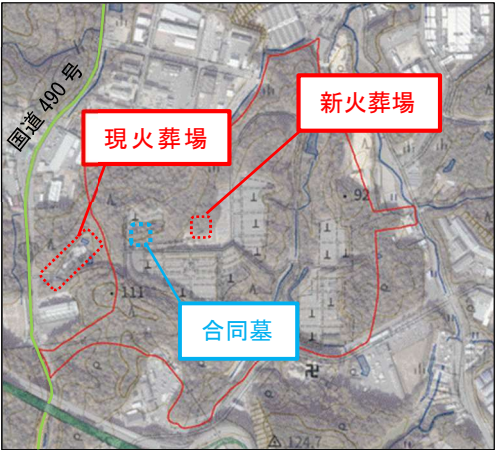
附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

宇部市新火葬場整備運営事業に係る入札説明書(案)及び要求水準書(案)〈抜粋〉

1. 敷地条件

所在地	宇部市大字善和字大日203-291	
敷地面積	約7,800㎡	
概要	白石墓園の中、既存敷地から300m東に離れた場所に位置している。敷地の周囲には、工場・物流施設が点在し、住宅地からは約200m離れている	
都市計画法	都市計画区域	非線引き区域（白地地域）
	用途地域	指定なし
	容積率	200%
	建ぺい率	70%
建築基準法	道路	道路位置指定
	用途地域	用途地域：なし、建物用途：制限なし
	容積率	200%
	建ぺい率	70%



2. 施設に関する要求水準(主なものを抜粋)

■ 建物要件

施設イメージ・配慮項目	
明るく暖かみのある施設かつ「宇部らしさ」の導入	災害時における利用者の安全と機能の維持確保
バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応	ライフサイクル全体でのコスト低減

項 目	要求水準
構造	主構造は原則鉄筋コンクリート造、2階建て以上
建築面積	事業者提案に委ねる
延べ面積	3,200㎡程度（建築基準法上の延べ面積）
火葬炉数	人体炉7基＋予備炉1基（将来設置に備えてスペースを確保）
待合個室	7室（1室20人程度；洋室＋畳スペース）
告別・収骨室	4室（一体型）
多目的スペース	簡易な葬送等の実施も想定し、1階に設置（20㎡以上；各種備品の設置）

■ 諸室要件

区 分	諸 室
火葬部門	エントランスホール、告別・収骨室・炉前ホール、火葬炉室、炉機械室、制御・監視室、休憩室、残灰・飛灰処理室、事務室、霊安室、トイレ、更衣室、多目的スペース、葬祭業者控室、設備関係室、その他（通路、階段、倉庫、台車庫、車寄せ等）
待合部門	待合個室、待合ホール・共同待合スペース、キッズスペース、授乳室、売店コーナー、給湯スペース、トイレ、その他（通路、階段、倉庫等）

■ システム・設備要件

内 容
階段及び昇降機設備を建物内の両端2箇所以上
男女トイレ及び多機能トイレ（各階に1箇所以上）
緊急通報ボタン及び赤色灯（トイレに設置）
インターネットによる予約受付システム
Wi-Fi等の通信環境
非常用発電設備
太陽光発電施設
自動体外式除細動器（AED）や緊急医療用品

■ 外構要件

項 目		
駐 車 場	普通車	一般会葬者用；42台以上（車いす利用者用7台、思いやり駐車スペース7台を含む）
		火葬場職員、葬祭業者等用；16台以上
	大型車	マイクロバス；3台以上
周囲からの景観に配慮した植栽やフェンス等の設置		
敷地南側法面への植栽等による明るい施設イメージの演出		
敷地出入り口への門扉等の設置		
敷地内の通路の幅員確保（概ね8m程度）		

■ その他事項

項目
業務取扱時間：9時から18時、休場日：1月1日・1月3日・8月15日
合葬式埋蔵施設（合同墓）も併せて事業者が管理・運営
造成、周辺道路改良工事等を市が実施

3. 事業方式

本事業は、PFI 法に準じて、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行う DBO 方式（SPC 設立任意）により実施。

4. 事業者の募集及び選定方法

新火葬場整備事業者選定委員会にて、価格のみならず民間のノウハウ及び創意工夫を総合的に評価する「総合評価一般競争入札」により事業者を選定予定。

5. 入札参加者の構成要件

入札参加者は、施設整備グループ及び維持管理・運營業務グループにより構成。

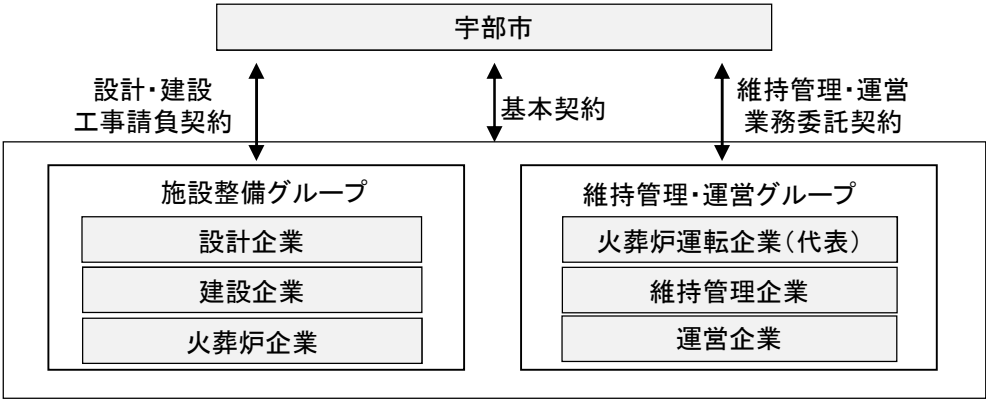
・施設整備グループ（設計企業、建設企業、火葬炉企業）

・維持管理・運営グループ（維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業）

※設計企業、建設企業、維持管理企業については、市内に本店を有する者を1社以上含む。

6. 事業実施体制

SPCを設立しない場合

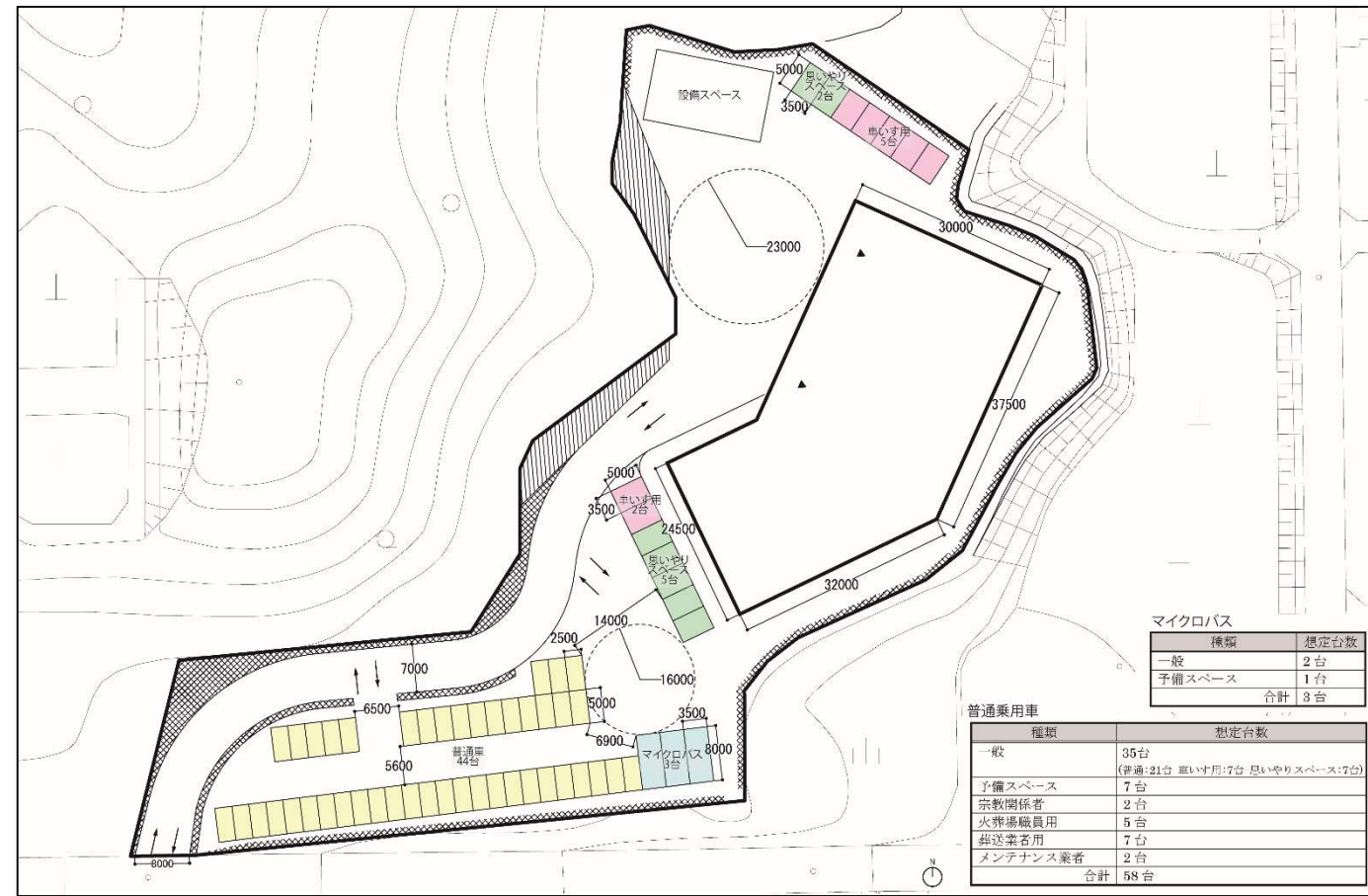


7. 入札予定価格

入札公告日に公表

8. 施設整備計画(参考) ※基本計画上のもの。実際は、事業提案による

■ 配置図



■ 間取図



■ イメージパース



外観①

外観②

新火葬場・合同墓整備スケジュール

【新火葬場整備】 全体整備スケジュール

[illegible]

供用開始

事業者選定・契約業務スケジュール

項目	令和5年度												令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事務手続き	事業条件検討			実施方針・要求水準書 (案)の作成			★公表	募集書類の作成・公表			★入札公告	■入札説明会	公募期間			★提案書受付	提案書審査	★基本協定	★仮契約	★本契約	DBO事業者による 設計業務開始			
宇部市新火葬場整備運営 事業者選定委員会							① 実施方針等協議			② 評価基準等決定							③ 提案書プレ審査	④ 最優秀提案選定						

【合同募整備】全体スケジュール

[illegible]

供用開始